

第 1 章 産業連関表とは

産業連関表の取引基本表は下図の形をしている。産業連関表は狭義にはこの一表のみを指し、投入係数表、逆行列係数表などの諸表（計数表 2～8）は、これを基に数学的に変形して作成したものである。

ここでは、産業連関表の見方と諸表の算出の方法を概観する。

1. 産業連関表取引基本表（計数表 1）

現代社会においては単独で経済活動を行うことは困難であり、個人間、産業間、都道府県・国家間等で経済取引が活発に行われている。たとえば、生産過程では、部品・原材料の購入、エネルギーの使用、労働者の雇用等が行われ、また、販売に当たっては運輸や商業を通じることが多い。

産業連関表は、このような財やサービスの取引関係を一つの表にまとめたものである。

なお、産業連関表は通常、多くの部門が設定されているが、以下では説明の単純化のために少ない部門で説明する。

産業連関表の構成		生産物の販路構成（産出）							
		中間需要			最終需要			（控除） 輸入・移入 C	府内 生産額 A+B-C
供給部門	1 農 林 水 産 業	2 鉱 業	32 分 類 不 明	内 生 部 門 計 A	家 計 外 消 費 支 出	府 内 総 定 資 本 形 成 増 出	輸 出 移 入 計 B		
	原材料等の中間投入及び粗付加価値の構成（投入）	中間投入	内生部門			最終需要部門			
粗付加価値		粗付加価値部門							
	府内生産額 D+E								

（注）「中間投入」「中間需要」の部門番号は32部門表のもの。

表 1 産業連関表 (単位：億円)

	農 業	工 業	最終需要	生産額
農 業	20	40	40	100
工 業	30	50	120	200
賃 金	40	50		
利 潤	10	60		
生産額	100	200		

産業連関表は縦と横との2方向からみることができる。

縦方向は、各産業がそれぞれの財・サービスを生産するのに要した原材料(中間投入)、賃金・利潤(付加価値)などをどこから入手したかを示している(どこからの関係=投入)。表1で、農業の縦方向の数字は、100億円の生産をするために原材料として同じ農業部門から20億円、工業部門から30億円分購入するとともに、賃金が40億円、利潤が10億円であったことを示している。

横方向は、各産業がそれぞれの財・サービスをどこに販売したかを示している(どこへの関係=産出)。なお、表の性質上、縦(投入)の合計と横(産出)の合計は一致する。

2. 投入係数表(計数表2)

(1)投入係数表とは

投入係数とは「ある産業で一単位の生産物を生産するのに必要な諸部門からの投入量」をあらわしたものである。投入係数表は、基本表のそれぞれの部門を縦方向にみて、各々の投入額をその列合計(生産額)で割ることにより求められる(表2)。

表 2 投入係数表

	農 業	工 業
農 業	0.20	0.20
工 業	0.30	0.25
賃 金	0.40	0.25
利 潤	0.10	0.30
生産額	1.00	1.00

(2)産業連関表を投入係数であらわす

投入係数表は、係数そのものをみて投入構造の分析を行うという用途の他に、「産業連関表を投入係数であらわす」ために用いられることが多い。投入係数を用いることで、行列を利用して数学的な処理を行うことが容易になるからである。これについて以下で説明する。

まず、内生部門、賃金、利潤の投入係数をそれぞれ a 、 w 、 z として記号化する。(表2')

次に、生産額を X 、最終需要を F とし、表2'の投入係数を用いると、産業連関表は表3のようにあらわされる。

表 2' 投入係数表(記号化)

	農 業	工 業
農 業	a_{11}	a_{12}
工 業	a_{21}	a_{22}
賃 金	w_1	w_2
利 潤	z_1	z_2
生産額	1.00	1.00

表 3 投入係数を用いてあらわした産業連関表(記号化)

	農 業	工 業	最終需要	生産額
農 業	$a_{11}X_1$	$a_{12}X_2$	F_1	X_1
工 業	$a_{21}X_1$	$a_{22}X_2$	F_2	X_2
賃 金	$w_1 X_1$	$w_2 X_2$		
利 潤	$z_1 X_1$	$z_2 X_2$		
生産額	X_1	X_2		

3. 逆行列係数表（計数表3）

(1) 逆行列係数表とは

水面に小石を投げたとき、その小石を中心として波紋が広がるように、経済活動においても、あるところで発生した新たな需要は次々と他の部門での需要をよび起こす。逆行列係数表とは、このようにある部門に最終需要が1単位生じた場合に各部門の生産額が何単位誘発されるかを示す係数であり、逆行列係数に最終需要額を乗じると生産誘発額を求めることができる。

逆行列係数は、表3を次のように数学的に処理することにより求めることができる。

まず、表3の 部分を数式であらわすと次のようになる。

$$a_{11}X_1 + a_{12}X_2 + F_1 = X_1$$

$$a_{21}X_1 + a_{22}X_2 + F_2 = X_2$$

さらに、これを数学的概念である「行列」を用いて表すと次のようになる。

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} + \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix}$$

$$\begin{bmatrix} a_{11} & a_{12} \\ a_{21} & a_{22} \end{bmatrix} = A, \quad \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} = X, \quad \begin{bmatrix} F_1 \\ F_2 \end{bmatrix} = F$$

と置き換える。

$$A X + F = X \quad \dots\dots\dots$$

$$X - A X = F$$

$$(I - A) X = F$$

$$X = (I - A)^{-1} F \quad \dots\dots\dots$$

X：生産額、I：単位行列、A：投入係数、F：需要額。

’の $(I - A)^{-1}$ が逆行列係数である。

(2) 生産波及効果の計算

逆行列係数を用いて最終需要が農業部門で50億円、工業部門で80億円増えたときの生産波及効果を計算してみる。

逆行列係数は、電子計算機で算出できる（部門数が少ない場合はパソコンの表計算ソフトでも可能）が、一般的には、計算結果が産業連関表に附属して公表されている場合が多い。ここでも、上の投入係数から逆行列係数を計算した結果のみを示すと、

$$(I - A)^{-1} = \begin{bmatrix} 1.39 & 0.37 \\ 0.56 & 1.48 \end{bmatrix}$$

である。

この逆行列係数と増加した最終需要額50億円、80億円を ’ に代入すると、

$$\begin{aligned} \begin{bmatrix} X_1 \\ X_2 \end{bmatrix} &= \begin{bmatrix} 1.39 & 0.37 \\ 0.56 & 1.48 \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 50 \\ 80 \end{bmatrix} \\ &= \begin{bmatrix} 1.39 \times 50 + 0.37 \times 80 \\ 0.56 \times 50 + 1.48 \times 80 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} 99.1 \\ 146.4 \end{bmatrix} \end{aligned}$$

よって、最終需要額が農業部門で50億円、工業部門で80億円増えれば、農業部門で99.1億円、工業部門で146.4億円生産額が増加することになる。

（注）これは輸移出・入を考慮に入れず、直接効果と一次波及効果のみの考え方である。輸移出・入、二次波及効果を含めた考え方については、次項及び「第2章 産業連関表の利用例」を参照のこと。

(3) $(I - A)^{-1}$ 型と $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型

これまで説明してきた $(I - A)^{-1}$ 型の逆行列係数は、輸移出・入を考へない単純なモデルに基づいているが、現実の経済ではこれを考へる必要がある。

輸入を産業連関表でどう取り扱つかについては、基本的には、

非競争輸入型表: 国産品と輸入品を混みにして取り扱った表

競争輸入型表: 国産品と輸入品を区分して取り扱った表

の2種類の方式がある。実際の利用では、投入係数が安定し、将来推計等が容易な競争輸入型表がよく利用され、大阪府表もこの型である。

表4 競争輸入型の産業連関表

	農 業	工 業	府内最終 需 要	輸 出	輸 入 (控 除)	生産額
農 業	$a_{11}X_1$	$a_{12}X_2$	F_1	E_1	$-M_1$	X_1
工 業	$a_{21}X_1$	$a_{22}X_2$	F_2	E_2	$-M_2$	X_2
賃 金	$w_1 X_1$	$w_2 X_2$				
利 潤	$r_1 X_1$	$r_2 X_2$				
生産額	X_1	X_2				

以下では、競争輸入型表をベースに、最も一般的であり大阪府産業連関表でも使用している $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型の逆行列係数の算出方法を紹介する。

式 $AX + F = X$ を輸移出・入を考へした式に直すと、

$$AX + F + E - M = X \dots\dots\dots$$

ただし、E: 輸移出、M: 輸移入。

次に、輸移入について2つの前提を置く。

- ・輸移入は、府内需要(輸移出を含まない)によって発生する。すなわち、輸移出をするために輸移入を行うという、中継貿易のような輸移入は想定しない。
- ・輸移入率(輸移入/府内需要(輸移出を含まない))は一定である。

これを数式であらわすと、

$$M = \hat{M}(AX + F) \dots\dots\dots$$

ただし、 \hat{M} : 輸移入率の対角行列。従って後出の $(I - \hat{M})$ は府内自給率の対角行列。
を に代入し整理する。

$$AX + F + E - \hat{M}(AX + F) = X \dots\dots\dots$$

$$X - AX + \hat{M}AX = F - \hat{M}F + E$$

$$[I - (I - \hat{M})A]X = (I - \hat{M})F + E$$

$$X = [I - (I - \hat{M})A]^{-1}[(I - \hat{M})F + E] \dots\dots\dots$$

この $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ が逆行列係数である。大阪府産業連関表の逆行列係数は、
 $[I - (I - \hat{M})A]^{-1}$ 型であるので、府の逆行列係数表を用いた波及効果計算に当たっては、式を用いることになる。

(4) 影響力係数と感応度係数

逆行列係数表には、影響力係数と感応度係数が掲載されている。

影響力係数は、逆行列係数表の各列の列和を列和の平均値で割ったものである。この係数が大きいほど、その産業部門に需要が発生したときに産業全体に与える生産波及の影響が強いことをあら

わす。

感応度係数は、逆行列係数表の各行の行和を行和の平均値で割ったものである。この係数が大きいほど、全部門に均等に需要が発生したときに、その部門の生産が他の部門に比べて強い影響を受けることをあらわす。

(注)「列和」は縦方向の合計。「行和」は横方向の合計。

4. その他の表の算出方法

ここでは、計数表4～9の諸表の算出方法と利用例を示す。なお、文中の部門番号は32部門での番号である。

(1) 最終需要項目別生産誘発額 (計数表4-a)

〔使う表〕取引基本表(計数表1)、自給率・輸移入率(計数表8)、逆行列係数表(計数表3)

〔方法〕取引基本表の「35家計外消費支出」～「40在庫純増」の数値に自給率表の「自給率」を乗じる。「43輸出」「44調整項」「45移出」はそのままの数値とする。

逆行列係数表に の数値を行列計算で乗じる。

〔利用例〕府内生産額が、どの需要項目によって誘発されているかを分析する。(第5章3の(1)参照)

(2) 最終需要項目別生産誘発係数 (計数表4-b)

〔使う表〕取引基本表(計数表1)、最終需要項目別生産誘発額(計数表4-a)

〔方法〕最終需要項目別生産誘発額を、それを誘発した当該最終需要項目の総額(取引基本表の第33行)で割る。

〔利用例〕例えば「100億円の民間消費支出発生によって生じる生産への波及効果はどの程度か」のように、最終需要項目別の需要発生額がわかっている場合、その生産波及効果を求める。

(付属資料第2章参照)

(3) 最終需要項目別生産誘発依存度 (計数表4-c)

〔使う表〕最終需要項目別生産誘発額(計数表4-a)

〔方法〕最終需要項目別生産誘発額を各行の行和(右端の「合計」欄)で割る。

〔利用例〕内生部門の各部門の生産額が、どの需要項目によって誘発されているかの依存割合をみる。

(4) 最終需要項目別粗付加価値誘発額 (計数表5-a)

〔使う表〕投入係数表(計数表2)、最終需要項目別生産誘発額(計数表4-a)

〔方法〕最終需要項目別生産誘発額に投入係数表の「51粗付加価値部門計」の係数を乗じる。

〔利用例〕粗付加価値が、どの需要項目によって誘発されているかを分析する。(第5章3の(2)参照)

(5) 最終需要項目別粗付加価値誘発係数 (計数表5-b)、同誘発依存度 (計数表5-c)

計算方法等については、計数表4-b、4-cと同様である。

(6) 最終需要項目別輸移入誘発額 (計数表6-a)

〔使う表〕取引基本表(計数表1)、投入係数表(計数表2)、最終需要項目別生産誘発額(計数表4-a)、自給率・輸移入率(計数表8)

〔方法〕下記の と の額を求め合計する。

最終需要部門での輸移入誘発額

・内生部門の投入係数(行列ともに「01農林水産業」～「32分類不明」)に輸移入

率を乗じて輸移入品投入係数を求める。

- ・輸移入品投入係数に最終需要項目別生産誘発額（「35家計外消費支出」～「45移出」）を行列で乗じる。

最終需要部門で需要される輸移入品の額

輸移出を除く最終需要項目別の需要額（「35家計外消費支出」～「40在庫純増」）に輸移入率を乗じる。

〔利用例〕輸移入がどの需要項目によって誘発されているかを分析する。（第5章3の(3)参照）

- (7)最終需要項目別輸移入誘発係数（計数表6-b）、同誘発依存度（計数表6-c）

計算方法等については、計数表4-b、4-cと同様である。

- (8)最終需要項目別労働力誘発量（計数表7-a）

〔使う表〕最終需要項目別生産誘発額（計数表4-a）、労働力係数（計数表9）

〔方法〕最終需要項目別生産誘発額に労働力係数を乗じる。

〔利用例〕労働力がどの需要項目によって誘発されているかを分析する。（第5章3の(4)参照）

- (9)最終需要項目別労働力誘発係数（計数表7-b）、同誘発依存度（計数表7-c）

計算方法等については、計数表4-b、4-cと同様である。

- (10)自給率・輸移入率（計数表8）

〔使う表〕取引基本表（計数表1）

〔方法〕輸移入率は、「51輸入計」と「52移入」を合計したものを、「42府内需要合計」で割る。

自給率は、「1-輸移入率」。

〔利用例〕輸移入率や自給率そのものをみる他、経済波及効果の分析等において、府内での需要発生分を算出するために使用する。（付属資料第2章参照）

- (11)労働力係数（計数表9）

〔使う表〕取引基本表（計数表1）、平成8年・13年事業所・企業統計調査、平成12年国勢調査、平成12年工業統計調査

〔方法〕事業所・企業統計調査等により推計した従業者数を取引基本表の「55府内生産額」で割る。

〔利用例〕府内での生産によって、どの程度の労働力（雇用者）が発生するかをみる。

（付属資料第2章参照）

第2章 産業連関表の利用例

平成12年大阪府産業連関表を利用し経済波及効果を計算する方法の一例を紹介する。

1. 大阪府内で企業の設備投資等により新たに一般機械に500億円、電気機械に300億円、精密機械に200億円の需要が発生したとすれば、府内で誘発される生産額、粗付加価値額、労働力はどの程度か。

一般に波及効果の計算に当たっては、まず、どの部門数の産業連関表を使用するかを検討が必要である。平成12年大阪府産業連関表では32部門表と104部門表が公表されており、一般的には、詳細な分析のためには104部門表の使用が適当である。ただし、この例の一般機械、電気機械、精密機械は32部門表の分類で対応可能であるので、以下では32部門表を使用する。

1. 一次波及効果（直接効果を含む）

(1) 府内で発生する需要額

発生した需要は、その全額が府内の生産でまかなわれるわけではなく、一部は府外の生産でまかなわれる。このため需要発生額に自給率を乗じることにより府内分を計算する。

府内需要発生額 (億円)		需要発生額 (億円)	自給率 (計数表8)
01 農林水産業	0.0	0.0	0.062752
02 鉱業	0.0	0.0	0.079013
03 食料品	0.0	0.0	0.227624
04 繊維製品	0.0	0.0	0.344409
05 パルプ・紙・木製品	0.0	0.0	0.365463
06 化学製品	0.0	0.0	0.292218
07 石油・石炭製品	0.0	0.0	0.208353
08 窯業・土石製品	0.0	0.0	0.325569
09 鉄鋼	0.0	0.0	0.554119
10 非鉄金属	0.0	0.0	0.235785
11 金属製品	0.0	0.0	0.636519
12 一般機械	149.5	500.0	0.298965
13 電気機械	90.3	300.0	0.300909
14 輸送機械	0.0	0.0	0.349443
15 精密機械	26.1	200.0	0.130449
16 その他の製造工業製品	0.0	0.0	0.570953
17 建設	0.0	0.0	0.997478
18 電力・ガス・熱供給	0.0	0.0	0.616065
19 水道・廃棄物処理	0.0	0.0	0.991077
20 商業	0.0	0.0	0.785644
21 金融・保険	0.0	0.0	0.930844
22 不動産	0.0	0.0	0.956220
23 運輸	0.0	0.0	0.685094
24 通信・放送	0.0	0.0	0.976936
25 公務	0.0	0.0	1.000000
26 教育・研究	0.0	0.0	0.899153
27 医療・保健・社会保障・介護	0.0	0.0	0.999982
28 その他の公共サービス	0.0	0.0	0.826702
29 対事業所サービス	0.0	0.0	0.923997
30 対個人サービス	0.0	0.0	0.887210
31 事務用品	0.0	0.0	0.786019
32 分類不明	0.0	0.0	0.978138
全部門合計	265.8		

(2) 一次波及効果（直接効果を含む）

(1)の結果（一般機械149億円、電気機械90億円、精密機械26億円）に、それぞれの部門ごとの逆行列係数を乗じ、次に、その合計額を算出する。これが、生産誘発額の一次波及効果（直接効果を含む）分に当たる。

なお、産業連関表は生産者価格で表示されており、投資による需要発生額のうちマージン額に相当する部分は商業や運輸の需要とすべきであるが、この例では省略する。

一次波及効果(直接効果を含む) (生産誘発額) (億円)		一般機械の府 内需要発生額 149億円 × 逆行列係数	電気機械の府 内需要発生額 90億円 × 逆行列係数	精密機械の府 内需要発生額 26億円 × 逆行列係数
01 農林水産業	0.0	0.0	0.0	0.0
02 鉱業	0.0	0.0	0.0	0.0
03 食料品	0.0	0.0	0.0	0.0
04 繊維製品	0.3	0.1	0.1	0.0
05 パルプ・紙・木製品	0.9	0.4	0.5	0.1
06 化学製品	0.9	0.4	0.4	0.1
07 石油・石炭製品	0.3	0.2	0.1	0.0
08 窯業・土石製品	1.0	0.3	0.5	0.2
09 鉄鋼	9.2	7.4	1.5	0.3
10 非鉄金属	1.9	0.9	0.8	0.2
11 金属製品	5.0	3.3	1.3	0.4
12 一般機械	157.6	157.2	0.3	0.1
13 電気機械	100.0	2.0	97.4	0.6
14 輸送機械	0.1	0.1	0.0	0.0
15 精密機械	26.5	0.1	0.0	26.4
16 その他の製造工業製品	7.4	3.1	3.3	0.9
17 建設	1.4	0.8	0.5	0.2
18 電力・ガス・熱供給	2.5	1.5	0.8	0.3
19 水道・廃棄物処理	0.9	0.5	0.3	0.1
20 商業	12.9	6.9	4.7	1.3
21 金融・保険	7.7	4.8	2.1	0.9
22 不動産	2.1	1.3	0.6	0.2
23 運輸	5.7	3.4	1.8	0.5
24 通信・放送	3.5	2.1	1.1	0.3
25 公務	0.5	0.4	0.1	0.0
26 教育・研究	12.5	4.2	6.4	1.8
27 医療・保健・社会保障・介護	0.0	0.0	0.0	0.0
28 その他の公共サービス	0.5	0.3	0.1	0.0
29 対事業所サービス	20.4	11.9	6.6	1.8
30 対個人サービス	0.5	0.3	0.2	0.0
31 事務用品	0.6	0.3	0.2	0.0
32 分類不明	2.8	2.1	0.5	0.2
全部門合計	385.5	216.1	132.2	37.2

(注) 逆行列係数は、計数表 3参照。

(3) 誘発粗付加価値額および誘発労働力

(2)で算出した生産誘発額にそれぞれ粗付加価値率、労働力係数を乗じ、誘発される粗付加価値額及び誘発労働力を計算する。

	誘発粗付加価値 (億円)	誘発労働力 (人)	生産誘発額 (億円)	粗付加価値率 (粗付加価値の投入係数) (計数表2)	労働力係数 (計数表9)
01 農林水産業	0.0	0.1	0.0	0.568438	0.313375
02 鉱業	0.0	0.1	0.0	0.445065	0.014860
03 食料品	0.0	0.1	0.0	0.379686	0.050189
04 繊維製品	0.1	3.2	0.3	0.451423	0.126883
05 パルプ・紙・木製品	0.4	6.2	0.9	0.404631	0.065922
06 化学製品	0.3	2.5	0.9	0.359435	0.027095
07 石油・石炭製品	0.0	0.2	0.3	0.146382	0.007402
08 窯業・土石製品	0.4	6.0	1.0	0.434156	0.059384
09 鉄鋼	3.2	19.4	9.2	0.348153	0.021185
10 非鉄金属	0.6	9.0	1.9	0.303161	0.048446
11 金属製品	2.4	35.1	5.0	0.484920	0.070668
12 一般機械	70.4	895.3	157.6	0.446807	0.056824
13 電気機械	37.6	398.6	100.0	0.375943	0.039875
14 輸送機械	0.0	0.8	0.1	0.337575	0.056227
15 精密機械	11.6	341.2	26.5	0.437589	0.128536
16 その他の製造工業製品	3.6	49.4	7.4	0.485250	0.067114
17 建設	0.7	12.2	1.4	0.504147	0.085424
18 電力・ガス・熱供給	1.3	3.4	2.5	0.522324	0.013484
19 水道・廃棄物処理	0.6	3.1	0.9	0.617966	0.034658
20 商業	9.4	139.6	12.9	0.728388	0.108205
21 金融・保険	5.1	31.6	7.7	0.664079	0.040852
22 不動産	1.6	4.4	2.1	0.767468	0.020877
23 運輸	3.0	44.7	5.7	0.527369	0.077974
24 通信・放送	2.1	10.3	3.5	0.613907	0.029465
25 公務	0.4	2.5	0.5	0.723379	0.052119
26 教育・研究	10.4	83.5	12.5	0.837939	0.067052
27 医療・保健・社会保障・介護	0.0	0.0	0.0	0.629603	0.097437
28 その他の公共サービス	0.3	7.7	0.5	0.701870	0.168367
29 対事業所サービス	12.5	125.9	20.4	0.613018	0.061831
30 対個人サービス	0.3	7.5	0.5	0.561877	0.157233
31 事務用品	0.0	0.0	0.6	0.000000	0.000000
32 分類不明	0.8	0.0	2.8	0.292075	0.000000
全部門合計	179.3	2243.8			

(注)労働力係数は百万円当りの係数

ここで、一次波及効果（直接効果を含む）をまとめると次のとおりである。

一次波及効果（直接効果を含む）	
生産誘発額	386億円
誘発粗付加価値額	179億円
誘発労働力	2243人

2. 二次波及効果

(1) 考え方

1で計算した一次波及効果（直接効果を含む）により生じた雇用者所得の一部は、消費に転換すると考えられ、その消費がさらに府内生産を誘発することが予想される。

なお、自営業者の所得は「営業余剰」に含まれているなど、新たに発生する消費額を計算するためには雇用者所得のみの計算では十分ではないが、ここでは省略する。

(2) 雇用者所得の算出

一次波及効果（直接効果を含む）により生じた雇用者所得を算出するために、各部門の生産誘発額に雇用者所得の投入係数を乗じる。

誘発された生産額から生じた雇用者所得 (億円)		一次波及効果(直 接効果を含む) (億円)	雇用者所得 の投入係数 (計数表2)
01 農林水産業	0.0	0.0	0.173795
02 鉱業	0.0	0.0	0.175792
03 食料品	0.0	0.0	0.168710
04 繊維製品	0.1	0.3	0.314404
05 パルプ・紙・木製品	0.2	0.9	0.243349
06 化学製品	0.1	0.9	0.143492
07 石油・石炭製品	0.0	0.3	0.008728
08 窯業・土石製品	0.2	1.0	0.234466
09 鉄鋼	1.7	9.2	0.182802
10 非鉄金属	0.3	1.9	0.162281
11 金属製品	1.6	5.0	0.320781
12 一般機械	44.8	157.6	0.284572
13 電気機械	22.1	100.0	0.220696
14 輸送機械	0.0	0.1	0.229220
15 精密機械	8.0	26.5	0.302512
16 その他の製造工業製品	2.2	7.4	0.301808
17 建設	0.5	1.4	0.377980
18 電力・ガス・熱供給	0.3	2.5	0.130713
19 水道・廃棄物処理	0.3	0.9	0.366417
20 商業	6.7	12.9	0.519971
21 金融・保険	2.7	7.7	0.344272
22 不動産	0.1	2.1	0.058594
23 運輸	1.9	5.7	0.327232
24 通信・放送	1.0	3.5	0.289881
25 公務	0.2	0.5	0.498633
26 教育・研究	9.0	12.5	0.722614
27 医療・保健・社会保障・介護	0.0	0.0	0.507350
28 その他の公共サービス	0.3	0.5	0.574071
29 対事業所サービス	6.9	20.4	0.339470
30 対個人サービス	0.2	0.5	0.324001
31 事務用品	0.0	0.6	0.000000
32 分類不明	0.2	2.8	0.070112
全部門合計	111.8		

(3) 新たに発生する民間消費支出

(2)で計算した雇用者所得の全額が消費にまわるわけではなく、一部分は消費にまわり一部分は貯蓄されると考えられる。所得のうち消費にまわる割合を家計調査の「平均消費性向」と同じと仮定し、この率を乗じて新たに発生する民間消費支出を計算する。

$$\begin{array}{l}
 \text{新たに発生する} \\
 \text{民間消費支出額} \quad \text{雇用者所得} \quad \text{平均消費性向(大阪市、平成12年平均)} \\
 8.4 \text{ 億円} \quad = \quad 112 \text{ 億円} \quad \times \quad 0.753
 \end{array}$$

(4) 二次波及効果

消費支出額 84 億円がどの部門の消費に向かうかによって、発生する生産額は変わってくる。消費構造がわかっている場合は民間消費支出額を部門ごとに割り振って波及効果を計算するのが望ましいが、消費構造が明らかでない場合や簡便な計算を行う場合には、平成 12 年の民間消費支出の構造と同じであると仮定して計算する。

この例では簡便な方法を取り、消費支出額に最終需要項目別生産誘発係数の民間消費支出欄を乗じる。

二次波及効果(生産誘発額) (億円)			最終需要項目別生産誘 発係数(民間消費支出欄) (計数表 4- b)
01 農林水産業	0.1		0.001263
02 鉱業	0.0		0.000264
03 食料品	1.9		0.023079
04 繊維製品	0.5		0.006380
05 パルプ・紙・木製品	0.3		0.003878
06 化学製品	0.5		0.005544
07 石油・石炭製品	0.4		0.004292
08 窯業・土石製品	0.1		0.000976
09 鉄鋼	0.1		0.000979
10 非鉄金属	0.0		0.000302
11 金属製品	0.3		0.003190
12 一般機械	0.1		0.000697
13 電気機械	0.6		0.007686
14 輸送機械	0.6		0.006574
15 精密機械	0.0		0.000442
16 その他の製造工業製品	1.7	新たに発生する	0.020235
17 建設	1.3	= 民間消費支出 ×	0.015770
18 電力・ガス・熱供給	2.0	84億円	0.023558
19 水道・廃棄物処理	1.6		0.018927
20 商業	15.8		0.187227
21 金融・保険	5.7		0.068017
22 不動産	17.2		0.204130
23 運輸	4.9		0.058312
24 通信・放送	4.6		0.054899
25 公務	0.3		0.003590
26 教育・研究	2.6		0.030844
27 医療・保健・社会保障・介護	3.2		0.037828
28 その他の公共サービス	0.8		0.010051
29 対事業所サービス	7.2		0.086006
30 対個人サービス	11.1		0.132252
31 事務用品	0.1		0.001742
32 分類不明	0.5		0.005664
全部門合計	86.3		

(5) 誘発粗付加価値額および誘発労働力

1 の(3)での計算と同様の方法で、二次波及効果によって生じる生産額 59 億円をもとに誘発粗付加価値額、誘発労働力を計算する。計算結果の全部門合計のみを次に示す。

二次波及効果	
生産誘発額	86 億円
誘発粗付加価値額	55 億円
誘発労働力	630 人

3. 経済波及効果

2の計算を繰り返すことにより、三次波及、さらに四次波及と新たに発生する生産額が0に収束するまで計算が可能であるが、二次波及まで計算するのが一般的である。

これまで計算してきた一次波及効果（直接効果を含む）（1の(2)、(3)）と二次波及効果（2の(4)、(5)）を部門別に合計すると次表のとおりである。

	生産誘発額 (億円)	粗付加価値 誘発額(億円)	誘発労働力 (人)
01 農林水産業	0.1	0.1	3.5
02 鉱業	0.1	0.0	0.1
03 食料品	2.0	0.7	9.8
04 繊維製品	0.8	0.4	10.0
05 パルプ・紙・木製品	1.3	0.5	8.4
06 化学製品	1.4	0.5	3.8
07 石油・石炭製品	0.6	0.1	0.5
08 窯業・土石製品	1.1	0.5	6.5
09 鉄鋼	9.3	3.2	19.6
10 非鉄金属	1.9	0.6	9.1
11 金属製品	5.2	2.5	37.0
12 一般機械	157.6	70.4	895.6
13 電気機械	100.6	37.8	401.2
14 輸送機械	0.7	0.2	3.9
15 精密機械	26.6	11.6	341.7
16 その他の製造工業製品	9.1	4.4	60.9
17 建設	2.8	1.4	23.6
18 電力・ガス・熱供給	4.5	2.4	6.1
19 水道・廃棄物処理	2.5	1.5	8.6
20 商業	28.7	20.9	310.2
21 金融・保険	13.5	8.9	55.0
22 不動産	19.3	14.8	40.3
23 運輸	10.6	5.6	83.0
24 通信・放送	8.1	5.0	23.9
25 公務	0.8	0.6	4.1
26 教育・研究	15.1	12.6	100.9
27 医療・保健・社会保障・介護	3.2	2.0	31.0
28 その他の公共サービス	1.3	0.9	21.9
29 対事業所サービス	27.6	16.9	170.7
30 対個人サービス	11.6	6.5	182.5
31 事務用品	0.7	0.0	0.0
32 分類不明	3.3	1.0	0.0
全部門合計	471.8	234.6	2873.4

二次波及効果までの生産額、粗付加価値額、労働力の経済波及効果の合計は、次のとおりである。

経済波及効果	
生産誘発額	472億円
誘発粗付加価値額	235億円
誘発労働力	2873人

一次波及効果（直接効果を含む）、二次波及効果、経済波及効果をまとめると、次のとおりである。

需要の増加分（設備投資等）	1000
直接効果（府内需要の増加分）	266

単位：億円

波及効果	生産誘発額	粗付加価値額		雇用者数（人）
			雇用者所得	
一次波及効果	386	179	112	2243
二次波及効果	86	55	27	630
経済波及効果	472	235	139	2873

2. 大阪府内のアミューズメント施設でイベントを開催し、1ヶ月で観光客が10万人訪れたとすれば、府内で誘発される生産額、粗付加価値額、労働力はどの程度か。

まず始めに、観光客の種別（日帰り観光客数、宿泊観光客数）と観光客一人当たりの消費単価（大阪府観光統計調査結果の消費単価を簡素化したもの）を設定する必要がある。ここでは、次の通り設定する。

1. 観光客の種別（日帰り観光客数と宿泊観光客数を設定する）

	日帰り観光客（人）	宿泊観光客（人）	合計（人）
観光客	93000	7000	100000
割合	93%	7%	100%

2. 観光客1人当たりの消費単価（円）

	日帰り観光客	宿泊観光客
交通費	1000	5000
宿泊費	-	10000
その他費用	3000	15000
合計	4000	30000

その他費用：入場料、飲食代、土産代等

3. 観光消費額（観光客数×1人当たりの消費単価）（万円）

	日帰り客	宿泊客	合計
交通費	9300	3500	12800
宿泊費	-	7000	7000
その他費用	27900	10500	38400
合計	37200	21000	58200

4. 観光消費額を産業連関表部門へ仕分けする（万円）

観光消費	産業連関表部門	消費金額
交通費	運輸	12800
宿泊費	対個人サービス	7000
その他費用	対個人サービス	38400
合計		58200

5. 需要発生額合計（万円）

産業連関表部門	消費金額
運輸	12800
対個人サービス	45400
合計	58200

+

経済波及効果

観光客により、運輸部門と対個人サービス部門にそれぞれ需要が発生しており、32部門表を使用して経済波及効果を算出していく。算出方法は、例1と同様の作業を行う。

一次波及効果（直接効果を含む）、二次波及効果、経済波及効果をまとめると、次のとおりである。

単位：千万円

波及効果	生産誘発額			雇用者数(人)
		粗付加価値額		
		雇用者所得		
一次波及効果	69	39	22	83
二次波及効果	17	11	5	12
経済波及効果	86	50	27	95

(留意点)

以上紹介した方法は波及効果計算の一例であり、さらに精緻な方法があり得る。また、産業連関分析には次の限界があることに留意する必要がある。

- ・ 例の中でも触れているように、前提条件や仮定の置き方はさまざまであり、それによって結果は大きく異なること。
- ・ 産業連関分析は、生産波及効果にまつわる経済効果を対象としているが、それ以外の効果は対象としていないこと。例えば、公共事業の波及効果の場合は、建設に伴う経済効果は対象としているが、施設完成後の利便性や経済効果は対象としていない。
- ・ 平成12年産業連関表は平成12年の経済構造を表したものである。大きな技術的变化がない限り投入・産出構造は安定的といわれているものの、分析時点の経済構造とは完全には一致しないこと。
- ・ 分析結果は、平成12年の価格で表示されていること。よって、厳密には、分析時点の価格を一旦12年にデフレートし、算出された経済効果を分析時点の価格にインフレートすることが必要である。
- ・ 現実の経済において、需要が生じた産業部門に過剰な在庫があり生産増ではなく在庫削減で対応した場合には、需要が生産に結びつかないため、生産波及がそこで中断してしまうこと。
- ・ 現実の経済において、需要が生じた産業部門に需要に応えるだけの生産余力がないと、波及がそこで中断したり輸移入に依存するなど府内の生産には結びつかないこと。
- ・ 誘発労働力は、労働力係数（労働者数を府内生産額で割ったもの）を基に計算しているが、現実の経済においては、生産額と労働力の間には比例関係が存在するとは限らないこと。また、残業で対応するなどの場合も、実際の雇用者数は増加しない。
- ・ 「生産が2倍になれば原材料等の投入量も2倍になる」という線形的な比例関係を仮定しており、「規模の経済性」は無視されていること。
- ・ 波及効果が起こるまでの所要時間は明確でないこと。

第3章 平成7年表からの主な変更点

平成12年大阪府産業連関表と前回基本表である平成7年表の間の主な変更点は次のとおりである。

1. 部門分類

(1) 部門設定の基本方針

作成の基礎となる基本分類は、全国表に合わせて517行×405列（前回519行×403列）とする。

公表部門は、32行×32列（前回と同じ）及び104行×104列（前回93行×93列）とする。

(2) 部門分類の改定

国の部門新設・分割・統合に合わせて改定する。大阪府の公表104部門表（統合中分類）に影響を与える改定は、次のとおり。

< 統合中分類 >

「064 再生資源回収・加工処理」「093 介護」の新設

『002 畜産・養蚕』を「002 畜産」、『027 化学最終製品（除別掲）』を「028 化学最終製品（除医薬品）」、『048 民生用電気機械』を「050 民生用電子・電気機器」、『070 自家用自動車輸送』を「080 自家輸送」に名称変更。

『010 食料品』を分割し、『012 飼料・有機質肥料（除別掲）』と統合し、「010 食料品」「012 飼料・有機質肥料（除別掲）」に内容変更。

『023 有機化学基礎・中間製品』が「023 有機化学基礎製品」「024 有機化学製品」に、『039 鋳鍛造品・その他の鉄鋼製品』が「040 鋳鍛造品」「041 その他の鉄鋼製品」に、『049 電子・通信機器』が「051 電子計算機・同付属装置」「052 通信機械」「053 電子応用装置・電気計測機」「054 半導体素子・集積回路」「055 電子部品」に、『052 自動車』が「058 乗用車」「059 その他の自動車」に、『059 土木』が「067 公共事業」「068 その他の土木建設」に、『067 住宅賃貸料』が「076 住宅賃貸料」「077 住宅賃貸料（帰属家賃）」に、それぞれ分割・特掲。

2. 部門の新設

(1) 「介護」部門の新設

平成12年4月からの介護保険制度の導入に伴い、「介護(居宅)」及び「介護(施設)」部門を新設した。

介護部門は、原則として平成12年4月に開始された介護保険制度におけるサービスの活動を範囲としている。ただし、産業連関表の概念により平成12年1年間の活動として計上する必要があるため、制度開始前である平成12年1～3月分は推計値を使用している。また、居宅サービスの一部である福祉用具購入費と住宅改修費については当該部門では計上せず、福祉用具についてはそれぞれ各種財、住宅改修については建設補修を経由して住宅賃貸料(帰属家賃)で計上している。

(2) 「再生資源回収・加工処理」部門の新設

近年の環境問題を考慮して、「再生資源回収・加工処理」部門を新設した。

当該部門には、古紙、鉄屑及び非鉄金属屑などの従来から屑・副産物扱いしていた財に加え、新たに近年増加傾向にあるPETボトルやプラスチックトレイなどのプラスチック屑について、回収・加工等に要する経費を計上している。

3.93 SNAへの対応

1993年に国際連合が25年ぶりに勧告した国民経済計算体系（System of National Accounts）に対応して、国の平成12年産業連関表で改定された部分については、大阪府産業連関表でも国に準じて改定する。

(1)無形固定資産のうちソフトウェア・プロダクトの固定資本形成への計上

従来、家計で使用するものを除き、全額中間消費扱いしていたソフトウェア・プロダクトについて、固定資本形成に該当するもの（耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が10万円以上）は固定資本形成に産出した。

(2)社会資本に係る資本減耗引当の計上

従来、資本減耗計算を行っていなかった道路・ダム等の社会資本に関しても資本減耗の計算を行い、その費用を一般政府消費支出に産出した。

(3)消費概念の2元化への対応

平成7年表から、従来家計消費支出に産出していた移転支出（政府あるいは医療保険負担分の医療費及び教科書用図書の現物給付）を政府個別的消費支出に産出しているが、平成12年表において新設された介護部門等の移転支出についても同様の扱いとした。

具体的には、介護保険給付額として「介護（居宅）」及び「介護（施設）」から「中央政府個別的消費支出」に産出したほか、前述のとおり、福祉用具購入費についてはそれぞれの財から、住宅改修費については建設補修迂回で「住宅賃貸料（帰属家賃）」から「中央政府個別的支出」に産出した。

なお、「住宅賃貸料（帰属家賃）」については、原則、全額家計消費支出に産出することとなっているが、介護保険の扱いから「消費の2元化」の対応を優先している。

4.その他利用上の注意

(1)「再生資源回収・加工処理」部門新設による国内生産額の拡大

平成7年表までの「屑・副産物」については、原則として「マイナス投入方式」により取り扱ってきており、投入と発生が相殺されるため「屑・副産物」の生産額は計上されなかった。しかし、平成12年表においては、「再生資源回収・加工処理」部門を新設したため、「屑・副産物」は、すべて「再生資源回収・加工処理」部門へ産出され、さらに「再生資源回収・加工処理」部門を迂回して各投入部門へ産出されることとなる。このため、屑・副産物の投入に回収及び加工に係る経費を加えたものを生産額として計上している。そのため、平成7年（1995年）以前の表と比較すると、屑・副産物の発生分について府内生産額が増加する。

(2)社会資本等減耗分を計上する資本減耗引当、政府消費支出

平成12年表においては、道路・ダム等の社会資本減耗が新たに計上されており、これらは粗付加価値部門である資本減耗引当（社会資本減耗分を含む）、最終需要部門である政府消費支出（社会資本減耗分を含む）のみならず、国内生産額にも大きな影響を与えている。

ただし、これらの社会資本減耗の一部は、平成7年表以前でも計上済みであることから、7年表以前と12年表とで新たに計上された「社会資本減耗」のみを除外した計数の比較はできず、この点には注意を要する。

(3)携帯電話機の取引に係る家計外消費支出（行）(列)

平成12年表においては、「無線電気通信機器」から、「携帯電話機」が分割・特掲されている。「携帯電話機」は、移動通信事業者の介在もあり複雑な価格体系により販売されていることから、携帯電話機の生産者価格と購入段階の価格に大きな差が生じている。

このため、産業連関表では、その価格差を移動電気通信部門の直接経費とみなし、家計外消費支出（行）として計上し、また、携帯電話機部門から家計外消費支出（列）に同額が計上されている。

第4章 平成12年大阪府産業連関表の基本フレーム

1. 表の基本的構造

表頭に中間需要部門、最終需要部門及び総産出額、表側に中間投入部門、粗付加価値部門及び総投入額を配したマトリックス形式となっている。府内需要に対する輸移入による供給については、最終需要部門に控除項目としての輸移入部門を設けて、一括控除の形で処理する競争輸移入型の地域内表とした。したがって、表の上では総産出額 = 総投入額 = 総生産額となる。

表は、原則として財・サービスを生産する生産活動単位 (activity base) の部門分類により作成されることから、商品(行) × 商品(列)の投入産出表となり、93SNAのA表に相当する。

2. 対象期間

平成12年(2000年)暦年(1月から12月までの1年間)の各取引を、原則として発生主義により記録する。

3. 分類

(1)部門分類

産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」という。部門分類は、原則として財・サービスを生産する「生産活動単位」によって行われる。すなわち、同一事業所内で二つ以上の生産活動が行われている場合には、原則としてそれぞれの生産活動ごとに分類する。

基本分類

517行 × 405列

統合分類

32行 × 32列及び104行 × 104列(全国表統合大分類、統合中分類に同じ)

生産額推計及び統計諸表の推計作業は基本分類で行ったが、バランス調整は188行 × 188列の全国表統合小分類で行い、公表は32行 × 32列及び104行 × 104列で行っている。

(2)生産活動主体分類

各部門は、財・サービスの生産・供給主体により、次のとおり区分される。

産業(民間事業所・公的企業)

「産業」とは、原則として、利潤の獲得を目的として、市場において販売するための、財・サービス生産活動を行う事業所をいい、民間事業所がその中心となる。ただし、次に掲げるものについては、その販売価格又は料金が、コストを完全には回収できないような水準に設定されていたり、市場において販売活動が行われていないものであっても「産業」として取り扱う。

(ア)対企業民間非営利サービス生産者

「対企業民間非営利サービス生産者」とは、民間企業又は団体に対して、営利を目的とせず、その能率あるいは収益力を高めるために、技術指導や試験、研究などのサービスを提供している民間の研究機関や各種の経済団体で、運営資金については、関連する企業グループ又は団体からの負担金や会費により運営され、かつ、これらの負担金や会費がなされたサービスに対する支払

いとして取り扱われるものをいう。

具体的には、商工会議所、経済団体連合会といったものがこれに該当する。

(イ) 公的企業

「公的企業」とは、原則として、以下の a 又は b に該当するものをいう。

- a () 生産される財・サービスが、民間事業所において生産される財・サービスと同じ種類のものであって、その価格又は料金が供給される量又は質に比例しており、財・サービスの購入が購入者の自由意思に基づくこと。さらに、特殊法人等であって、政府による監督・所有関係が存在すること。
- b 上記 () に該当する政府の一部の特別会計（地方公共団体では事業会計）も「公的企業」に属するものとして取り扱う。これには、印刷局や造幣局といった政府自身にサービスを提供するものや郵便事業のようにサービスの産出先が、政府だけでなく広範囲にわたるようなものなどが含まれる。
- c 公園、保健、教育、文化などの社会的、公共的サービスについては、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されている場合は、この分野には含まず、「政府サービス生産者」のうちの「準公務」に分類する。
- d 旧 3 公社（日本国有鉄道・日本専売公社・日本電信電話公社）については、公共企業体を株式会社として民営化し、公的規制を最小限にとどめようとする行政改革の柱の一つとして扱われてきたものであり、政府による株式保有は、経営権の掌握を目的としたものではないと判断できるので、これらについては「民間事業所」として取り扱う。

(ウ) その他、産業として扱う活動等

- a それぞれの生産活動主体が、所有する持家、給与住宅については、貸家と同様に居住者から家賃を受け取っているとみなして帰属計算を行い（帰属家賃）、「産業」（「住宅賃貸料」部門）として扱う。
なお、平成 12 年（2000 年）表では、帰属家賃が波及効果を生むことは分析上支障をきたすことが考えられることから、従来の「住宅賃貸料」を、本来の賃貸家賃に相当する「住宅賃貸料」と、帰属計算を行った「住宅賃貸料（帰属家賃）」の 2 部門に分割した。
- b 家計の自己消費に向けての財の生産（例えば、農家が自家使用として農作物を生産する活動）は、「産業」として取り扱い、原則として推計の対象とする。

対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、以下の 2 つの要件を満たす団体をいう。具体的には、宗教団体、労働組合、学術・文化団体、政治団体といったものが、これに該当する。

(ア) 営利を目的とせず、無償又は著しくコストに見合わない価格で、家計に対してサービスを提供すること。

(イ) 政府による監督を受けていないこと、又は、政府から主たる資金供給が行われていないこと。

「政府による監督を受けていないこと」とは、以下の 2 点をいずれも満たす場合以外をいう。

- a 政府の出資比率が 50% 以上であること。
- b 特別の法令に基づき、政府に法人の経営方針の決定や役員任命の権利が与えられていること。

政府サービス生産者

「政府サービス生産者」とは、原則として、以下のものをいう。

(ア) 政治的責任と経済的任務の遂行のため、無償又は著しくコストに見合わない価格でサービスを提供する政府機関、あるいは、特殊法人等。

(イ) 無償又は著しくコストに見合わない価格でサービスを提供している非営利団体のうち、政府による監督が行われ、かつ、政府から主たる資金供給が行われているもの。さらに、その業務内容

が、政府の国家的政策の実現という明らかに公的性格を帯びたものであり、政府自身の活動と同一視しうるもの。ここで扱う「政府サービス生産者」の活動には、大きく分けて、次の2つがある。

a 行政、防衛など、政府又は特殊法人等のみによって提供され、一般的な税制や他の収入によって賄われている社会的に共通なサービス（集合的サービス）。

b 教育、保健衛生など、その使用料に応じて料金を徴収することも可能であるが、社会的、政治的目的のため、無償又は著しくコストに見合わない価格で提供されるサービス（個別的サービス）。

なお、産業連関表では、分析の用に供するため、「政府サービス生産者」を下記の要件によって「公務」及び「準公務」に区分し、「公務」をさらに「公務（中央）」と「公務（地方）」に分類している。

【公務】

「産業」部門に類似のサービスを提供する部門や対応する部門がなく、政府が直接に行う活動又は特殊法人等の活動によってしか提供されないサービス。

【準公務】

「産業」部門に、類似のサービスを提供する部門が存在する。しかし、社会的、公共的サービスの提供という観点から、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているサービスであるため、政府が直接に行う活動又は特殊法人等の活動によって提供されるサービス。

具体的には、公園、保健、教育、文化などの社会的・公共的サービスで、その価格又は料金が著しくコストに見合わない水準に設定されているものが該当する。

なお、本区分の名称は、平成2年表では「非公務」としていたが、「民間」を意味するとの誤解を招かないようにするため、平成7年表から「準公務」とした。

4．価格評価

大阪府産業連関表は、実際価格評価による生産者価格表であり、輸入品についてはC I F 価格により評価した。

(1)生産物の価格評価

個々の取引が生産者の「出荷価格」で記録され、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については購入側の部門(列)と商業及び運輸部門(行)との交点に一括計上する。サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価した。

(2)取引の価格評価

産業連関表に記述する個々の取引を各取引ごとの実際の価格で評価した。

(3)輸出入品の価格評価

輸出品の価格は国内向けの財と同様に生産者価格により、輸入品の価格は国際貨物運賃及び保険料が含まれたC I F 価格により評価した。

5．府内生産額（Control Totals）

(1)府内生産額の対象範囲

府内生産額の範囲は、大阪府域内の生産活動による財貨・サービスのすべてとした地域内概念であり、府外の事業所が地理的な境界線を超えて府内で生産活動を行う場合も府内生産の範囲に含まれる。このケースとしては農林水産業や建設業などの例が挙げられる。

ただし、サービスの生産額は、原則として府内に所在する事業所の売上収入額（政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者が活動主体である部門では経費総額）とする。府内の事業所が府外で行ったサービスに関する収入は「移出」として取り扱った。なお、外国公館は日本の領土ではないため、その活動は生産額には含まれない。

(2) 府内生産額の重複計算

部門別の生産額は、財貨・サービスの細品目別の粗生産額（出荷された半製品の生産額が、当該半製品を加工して作られた完成品の生産額とは別に計上されている）をそのまま基本分類ごとに積み上げるため、それをさらに積み上げた統合分類部門はもちろんのこと、基本分類部門内でも生産額が重複計上される場合があり得る。

(3) 非営利活動による財・サービス

財・サービスは、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府サービス生産者や対家計民間非営利サービス生産者が提供される財・サービスがあり、原則として生産に必要な経費をもって計測される。

(4) 自家消費の扱い

一貫工程における中間製品であり、100%当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、生産額に含まれない。ただし、一貫工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には、原則として、それぞれの商品ごとに分類し、生産額を計上する。

しかし、実際の推計に当たり、工業統計調査などのように出荷ベースの統計によって各細品目ごとの生産額が推計される場合は、自家生産・自家消費品を把握する方法がない（出荷されないので統計に計上されない）ため、結果として、生産額には含まれないこととなる。このように、自家生産・自家消費品については、利用する基礎統計によって扱いが異なっている。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農家・漁家の自家消費分のみを計上する。

(5) 生産額の価格評価

製造工業品等は、生産者出荷価格で評価する。生産者出荷価格とは、本社や営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。なお、販売価格を高めることとなる内国消費税などの間接税を含み、逆に、販売価格を下げる役割を果たしている政府からの経常補助金はマイナス項目として計上した。

製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれを該当する部門の生産額に計上した。

中古品の取り扱いに関しては、取引マージンのみを「コスト商業」として商業部門に計上した。事業所の区域が明確にならない産業、例えば林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価することとし、市場までの運賃は「コスト運賃」として処理した。

土地の取引に関しては、仲介手数料や造成・改良費のみを当該部門の生産額に計上した。

屑及び副産物の取り扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理した。よって、「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は生産額としては計上しない。

間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は、商業の生産額に含める。（ただし、軽油取引税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理することとした）なお、消費税は価格評価に含まれている。

自家生産・自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準とした。

半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格によって行う。

サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価した。サービスは、ソフトウェア及び写真業を除き、原則として、生産者価格と購入者価格が同額となる。

帰属計算を行う金融、保険、住宅賃貸料等の部門の生産額評価は帰属計算による額とする。

政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額評価は、原則としてその経費の総額によるものとした。

(6) その他の生産額の取り扱い

半製品・仕掛品の生産者在庫増減額は生産額に含め、さらに半製品のままで輸移出したものも生産額に計上した。

工業製品のうち工業統計による出荷額を基礎として生産額を推計する部門については、委託生産分が加工賃収入となっているが、これを生産額として算入すると同業種からの委託分については、受託先と両方で計上されてしまう。これを商社など他業種からの委託と区別することができないので、委託にかかる加工賃収入は生産額に含めない取り扱いをした。

サービス部門の生産額の推計に当たっては、事業所ベースの産業分類による統計資料を用いていることが多い。これは生産活動ベースの生産額を推計する一手段として使用するものであり、兼業が明らかに大きい場合等は極力本来の生産活動ベースに分割して推計するよう努めた。

6. 特殊な扱いをする部門

(1) 商業部門及び運輸部門の取り扱い

生産者価格表では、部門間の直接の取引が記録されるが、現実には商業や運輸を通して取引が行なわれ、供給部門からの出荷価格に商業マージンや運送料が付加された額で消費部門に購入される。これを、そのままの形による産業連関表で記述すると本来の部門間での取引を把握することが困難になる。このため商業マージンと貨物運賃等は購入者部門と商業、運輸の各部門の交点に一括計上する。

(2) コスト運賃およびコスト商業

通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動がある。これらの経費については「コスト商業」「コスト運賃」として、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

〔コスト商業〕

輸入商品のC I F 価格で評価されるが、商品の輸入業務に関連する外国商社の代理店からのサービスの提供は、C I F 価格に含まれず、そのサービスの対価としての代理店への手数料支払いとして扱われる。このような支払いは、商業の輸入として「特殊貿易（輸入）」に計上するが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱い、その産出先（列部門）を卸売業とする。輸出商品の受取代理店手数料についても同様の扱いである。

中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみを「コスト商業」として計上する。

具体的には、家計における中古乗用車等の取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引マージンがこれに相当する。

〔コスト運賃〕

生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産活動のためのコストの一部を形成する輸送活動）に伴う経費

(ア)木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所までに要した費用

(イ)鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用

(ウ)建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物及び廃土砂などのようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物・廃土砂は、産業連関表においては「屑」ではなく、取引の対象とはならない無価値の物として扱っている。そのため、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として、運輸部門との交点に計上する。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理（輸送業者への支払）は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。引越荷物・旅行手荷物については、部門間の取引を伴う（運賃を発生させる）ものでなく、引越者や旅行者の所有物について、荷物の場所の移動を行うものであり、その輸送費用は、引越者や旅行者のコスト運賃となる。

中古品の扱いについては、コスト商業と同様に考える。

なお、「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、府内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれる。産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、府内貨物運賃となるが、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類や磁気テープの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

(3) 屑・副産物

ある一つの財の生産に当たって、生産技術上必然的に目的とした財のほかに、別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を主生産物として生産する部門が他にある場合はこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

産業連関表は、アクティビティベースの分類により作成されることから、原則として一つの生産物に対応させる必要がある。そこで、屑及び副産物については、特殊な扱いが必要となる。

副産物については、それを主産物とする部門(行)が存在するので処理できるが、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」及び「非鉄金属屑」部門を設けて処理する。

副産物・屑とも原則として、マイナス投入方式を採用するが、トランスファー方式（新聞・雑誌・放送の各部門における広告）及び一括方式（畜産物のきゅう肥）も部分的に採用している。

なお、今後、リサイクル活動が重要視されることを想定して「再生資源回収・加工処理」部門を新設する。このことにより、屑・副産物の発生分は、全て当部門に産出し、当部門から各投入部門へ産出させる。「再生資源回収・加工処理」部門は、再生資源の回収・加工等に要した経費を計上して発生分と併せて産出するが、経費の発生していないものも含まれる。そのため、平成7年以前の表と比較すると、屑・副産物の発生分について府内生産額が増加する。

(4) 帰属計算部門

「帰属計算」は、見かけ上の取引活動は行なわれていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

帰属計算を行う部門及びその範囲は次のとおりである。

預貯金の管理、受付及び融資業務
生命保険及び損害保険
政府の建設物に係る資本減耗引当
持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料

(5) 仮設部門

内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、産業連関表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章されている。

仮設部門としては、「事務用品」、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「自家用旅客自動車輸送」、「自家用貨物自動車輸送」がある。

事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、罫紙等の事務用品は、企業会計上では一般的に消耗品として一括処理されることが多いため、これらを産出する各部門は、当該品目をいったん「事務用品」部門に産出し、各需要部門はこれらを「事務用品」部門から一括して投入する。

なお、「事務用品」部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいては独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の府内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので、注意を要するが、付加価値には変化がない。

自家活動部門

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄ってしまう場合がある。例えば輸送活動、こん包活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。こうした自家活動は本来、それぞれの運輸業や教育、研究、情報処理の各部門に格付けされるべき生産活動であるが、通常は各部門における活動の一部として行われているため、本来の部門と切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。このため産業連関表では、自家輸送部門のみ仮設部門として表章している。表章形式としては、自家活動に必要な財・サービスをいったん自家活動部門（仮設部門）に産出して、各需要部門は財・サービスが一括された「自家活動」という商品を購入することとなる。投入費用の推計は、内生経費のみである。

なお、仮設部門を特掲することにより独立の産業活動としての地位を認めたこととなり、府内生産額がそれだけ大きくなるので、注意を要するが、投入費用の推計は内生経費のみのため付加価値に変化はない。

(6) 鉄屑、非鉄金属屑及び古紙

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理される。この場合は、副産物については、それを主産物とする部門（行）が存在するので処理できる。しかし、「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門については、仮設部門として「鉄屑」、「非鉄金属屑」及び「古紙」部門を設けて処理する。

なお、その他の屑については、関係の深い原材料部門（例えば、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」）に格付けて処理する。

(7) 使用者主義と所有者主義

物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取り扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の2通りの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その

生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの）を、当該部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上することとなる。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、実態に即しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の生産額（CT）となり、各生産部門は物品賃貸料（支払）を物品賃貸部門からの中間投入として計上することとなる。

物品賃貸業が産業全体の中で無視し得ないウェイトを有するにいたっており、産業連関表の中において部門を設定する必要があること、また、「使用者主義」による推計は基礎統計の現状からみて非常に困難となっていることから、平成2年表以後物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。

(8) 本社・営業所経費の取り扱い

府内生産物は、本社及び営業所の経費と利潤相当分を含む、いわゆる生産企業の販売価格に相当する生産者工場出荷価格で評価するので、生産額には本社・営業所経費が含まれる。したがって、府内工場の本社・営業所が府外にある場合は、本社・営業所経費の財貨・サービスの要素費用別内訳を移入して投入する方法をとった。

府外工場の本社・営業所が府内にある場合は、本社・営業所経費の移出として扱った。

7. 産業連関表と府民経済計算との関係

産業連関表と府民経済計算は、双方も大阪府という行政区域を単位として一定期間における経済活動の成果を計測しようとするものである。両者はその対象を同じくしているが、統計としての基本的な性格に違いがある。もともと産業連関表の外生部門（粗付加価値及び最終需要）の計数と府民経済計算の計数とは、同じ府民経済の循環を捉えたものであり、本来一致すべきものであるが、産業連関表と府民経済計算には、それぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全には一致しない。

主な相違点は次のとおりである。

作成作業の対象期間は、府民経済計算は会計年度であるが、産業連関表は暦年である。

部門分類は、府民経済計算では事業所ベースで分類しているのに対し、産業連関表はアクティビティベースで分類している。

対象地域は、府民経済計算では、属地主義と属人主義で捉えているのに対し、産業連関表は属地主義である。

産業連関表は、家計外消費支出を粗付加価値及び最終需要の一部として計上しているが、府民経済計算は中間取引の一部としており、粗付加価値、最終需要には計上しない

府民経済計算体系における府内概念とは、府という行政区域内での経済活動をたずさわった者の居住者にかかわらず把握するのに対して、府民概念では府内居住者の経済活動を地域にかかわらず把握するものである。なお居住者には、個人のみならず、法人企業、政府機関等も含まれる。

産 業 連 関 表	調 整 項 目	府 民 経 済 計 算
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">最終需要計</div> = $\left[\begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{民間消費} \\ + \text{政府消費} \\ + \text{民間固定資本形成} \\ + \text{公的固定資本形成} \\ + \text{在庫純増} \\ + \text{輸移出} \end{array} \right]$	- 輸移入 - 家計外消費	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">府内総支出</div>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">粗付加価値計</div> = $\left[\begin{array}{l} \text{家計外消費} \\ + \text{雇業者所得} \\ + \text{営業余剰} \\ + \text{資本減耗引当} \\ + \text{間接税} \\ - \text{経常補助金} \end{array} \right]$	- 家計外消費	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">府内総生産</div>
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">府内生産額</div> = $\left[\begin{array}{l} \text{中間投入計} \\ + \text{粗付加価値計} \end{array} \right]$ = $\left[\begin{array}{l} \text{中間需要計} \\ + \text{最終需要計} \\ - \text{輸移入} \end{array} \right]$		<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">生産者価格 表示の産出額</div>

8 . 部門別概念・定義・範囲等

部門別概念・定義・範囲等については、「平成12年産業連関表 - 総合解説編 - 」(総務庁 平成16年6月)のとおりとした。

第5章 平成12年大阪府産業連関表の推計方法

1. 生産額の推計

生産額の推計にあたっては、前回の平成7年表との整合性に配慮しつつも、対全国比を正確に映し得るよう全国表と極力同じ方法で推計することに留意した。ただし、資料の制約から、全ての部門で全国表と同じ方法で推計することは不可能であり、関連指標で全国値を按分する等の方法を採用した部門もある。また、前回使った資料、統計調査結果がない等の問題から推計方法を変更した部門がある。

(1) 農林水産業

〔農業生産物及び林業生産物〕

主として、平成12年生産農業所得統計（近畿農政局大阪統計情報事務所）の業務資料及び平成12、13年大阪府農林水産統計年報（同）から推計した。

〔獣医業〕

平成3,8,13年の事業所・企業統計の大阪と全国の獣医業の従業者数から平成12年の従業者数を算出し（近似値：以下同様）、その対全国比で全国値を按分した。

〔農業サ - ビス（除獣医業）〕

総合農協統計表（平成12事業年度）より、大阪と全国の農協組合員数の対全国比で、全国値を按分した。

〔漁業〕

海面漁業は、大阪農林水産統計年報（平成12～13年）による沖合漁業と大阪府中央卸売市場市場年報（平成12年）、平成12年大阪市中央卸売市場年報から推計した。内水面漁業は、同資料による漁獲量の対全国比で全国値を按分した。

(2) 鉱業

大阪府の鉱業は、資源統計と平成12年砕石統計年報（経済産業省調査統計部）より生産量の対全国比で全国値を按分した。

(3) 製造業

主として工業統計組替集計表第1表、第2表及び生産動態統計（経済産業省還元データ）を用いて推計した。学校給食については、学校基本調査報告（H11,H12）により全国における大阪の小・中学校生徒数の対全国比で全国値を按分した。

(4) 建設業

〔建築〕

平成12年度版建築統計年報（建設省）建設統計月報（平成12年次分）による工事予定額の対全国比で全国値を按分した。

〔建設補修、土木〕

建設省の建設統計月報（平成12年次分）及び平成11,12年度建設総合統計年度報による出来高ベ - スの地域別・工事種類別の対全国比で全国値を按分した。

(5) 電力・ガス・水道

〔事業用電力〕

平成11,12年度電気事業便覧及び電力需給の概要（資源エネルギー庁）及び平成13年度大阪府統計年鑑より、それぞれ発電量を市場価格で評価し、そこに送配電経費と電力会社の収益を加えて生

産額とした。

〔自家発電〕

通商産業省の産業連関表作成資料より、自家発電量の対近畿比で近畿の生産額を按分した。

〔都市ガス〕

平成12年ガス事業年報（資源エネルギー庁）により、ガス売上高、営業雑収益及び副産物売上高の大阪府分を推計し生産額とした。

〔熱供給業〕

事業所・企業統計調査の従業者数の対全国比により全国値を按分した。

〔上水道・簡易水道〕

平成12年度府民経済計算資料を用いて推計した。

〔工業用水・下水道〕

工業用水は、平成12年度府民経済計算資料を用いて推計した。下水道は、事業所・企業統計調査の従業者数の対全国比により全国値を按分した。

〔廃棄物処理〕

公営は、平成11、12年度大阪府の一般廃棄物（大阪府環境整備課）から歳出額（委託費を除く）を生産額とした。産業は、事業所企業統計調査報告の従業者数の対全国比により全国値を按分した。

(6) 商業

平成9年商業統計表の販売額を平成12年暦年に転換し、これにマージン率をかけたものに農協手数料等（小売業については製造小売分）を加え、生産額とした。

(7) 金融・保険

〔金融〕

金融経済統計月報を用いて貸出残高等の対全国比により全国値を按分した。

〔保険〕

平成12年度府民経済計算資料を用いて推計した。

(8) 不動産

〔不動産仲介・管理業、不動産賃貸業〕

事業所企業統計調査報告の従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔住宅賃貸料〕

平成10年9月以前は、平成10年住宅・土地統計調査を使用し、10月以降は、住宅着工統計（平成11年12月、平成12年3月、平成13年3月）から府民経済計算の修正率を参考に総家賃額を推計し、平成12・13年建築住宅の総家賃額を加えて生産額とした。

(9) 運輸

〔鉄道旅客輸送〕

平成12年度旅客地域流動調査（国土交通省総合政策局情報管理部）による輸送人員の対全国比で推計した。

〔鉄道貨物輸送〕

平成12年度貨物地域流動調査（国土交通省総合政策局情報管理部）による輸送トン数の対全国比で推計した。

〔バス、ハイヤー・タクシー〕

平成13年度版近畿運輸局業務要覧の運送収入を暦年換算して生産額とした。

〔道路貨物輸送〕

平成12,13年度陸運統計要覧（国土交通省総合政策局情報管理部）による自動車貨物都道府県別輸送トン数の対全国比で推計した。

〔自家用旅客自動車輸送、自家用貨物自動車輸送〕

陸運統計要覧による車種別の保有自動車数の対全国比で推計した。

〔外洋輸送、沿海・内水面輸送、港湾輸送〕

平成12年港湾統計（国土交通省総合政策局情報管理部）を基に、部門別に按分指標（海上出入貨物トン数、船舶乗降人員数などの対全国比）を求め、全国値を按分した。

〔航空輸送〕

国際航空輸送、国内航空旅客輸送、国内航空貨物輸送は、近畿通産局の航空輸送統計年報から按分した。

〔航空機使用事業、貨物運送取扱、こん包、その他の水運付帯サービス、その他の航空付帯サービス旅行・その他の運輸付帯サービス〕

事業所・企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔倉庫〕

倉庫統計季法より、倉庫の所管面積・容積の合計の対全国比で全国値を按分した。

〔道路輸送施設提供〕

府民経済計算資料、事業所・企業統計調査報告、陸運統計要覧を参考に推計した。

〔水運施設管理〕

国土交通省「港湾統計」から入港船舶総トン数と府民経済計算資料のとん税から推計した。

〔航空施設管理〕

着陸回数の対全国比で、全国値を按分した。

(10)通信・放送

〔郵便〕

平成12年度版郵政行政統計年報（郵政事業庁）より郵便物取扱数の対全国比を求め、全国値を按分した。

〔固定電気通信、移動通信、その他の電気通信〕

府民経済計算の資料から、発信回数の対全国比により全国値を按分した。

〔その他の通信サービス〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比により全国値を按分した。

〔公共放送〕

府民経済計算の資料から、受信料収入と交付金収入の府内分を求めて生産額とした。

〔民間放送〕

府民経済計算の資料から、営業収入等を求めて生産額とした。

〔有線放送〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比により全国値を按分した。

(11)公務

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

(12)サービス

〔学校教育〕

平成11,12年度学校基本調査報告書（文部省）による大阪府の生徒数の対全国比により全国値を按分した。

〔社会教育〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔その他の教育訓練機関、自然・人文科学研究機関（産業）、医療（非営利及び産業）、保健衛生、社会保険事業、社会福祉、対企業及び対家計民間非営利団体〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔自然・人文科学研究機関（国公立及び非営利）〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔企業内研究開発〕

産業ごとの生産額に国の投入係数を乗じることによって、産業ごとの企業内研究開発費を求め、その合計をもって生産額とした。

〔医療（国公立）〕

財政状況調査（医業収入）、平成 11, 12 年度地方公営企業年鑑（（財）地方財務協会）等から医業収入額を求め、生産額とした。

〔医療（国公立以外）、保健衛生、社会保険事業、社会福祉、介護、民間非営利団体〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で全国値を按分した。

〔広告、情報サービス、産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業、建設機械器具賃貸業、電子計算機・同関連機器賃貸業、事務用機械器具（除電算機等）賃貸業〕

平成 12 年特定サービス産業実態調査報告（経済産業省調査統計部）より売上高の対全国比で全国値を按分した。

〔ニュース供給・興信所、スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業、貸自動車業、自動車修理、機械修理、建物サービス、法務・財務・会計サービス、土木建築サービス、労働者派遣サービス、その他の対事業所サービス、映画制作・配給業、映画館、劇場・興行場、遊戯場、競輪・競馬等の競走場・競技団、運動競技場・公園・遊園地、興行団、その他の娯楽〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で、全国値を按分した。

〔一般飲食店、喫茶店、遊興飲食店、旅館・その他の宿泊所、洗濯・洗張・染物業、理容業、美容業、浴場業、写真業、冠婚葬祭業、各種修理業（除別掲）、個人教授所、その他の対個人サービス〕

事業所企業統計調査報告による従業者数の対全国比で、全国値を按分した。

2. 粗付加価値額の推計

(1) 粗付加価値額の総額を算出

府民経済計算の総生産（GDP）の H7 - H12 の増減率を内訳項目毎に算出し（年換算及び概念調整後の値）、その増減率に平成 7 年表の粗付加価値部門の内訳項目毎の合計金額を乗じた値を、平成 12 年表の粗付加価値部門の内訳項目毎の合計金額とする。

(2) 各セルの値を推計

製造業部門については、大阪府工業統計調査結果の粗付加価値率の増減率（H7 - H12）を算出し、その増減率に平成 7 年表の粗付加価値率を乗じた値を、平成 12 年表の粗付加価値率とする。これに、平成 12 年表の生産額を乗じた値を、粗付加価値額の総額とする。次に、全国表の投入額の構成比を使用して、各セルの値を算出する。

その他の部門は、全国表の投入係数に平成 12 年表の生産額を乗じて算出する。

各内訳項目の行和と(1)で算出した総額が異なるので、差額を行の構成比を利用して調整を行う。

3. 投入額の推計

全国表では投入産出額の推計は、投入、産出の両面から別々に推計したのち、計数を突き合わせ、それを調整するという方法がとられている。しかし、都道府県では、全国表と同じ方法で投入産出額を推計することは、資料の面でも作業量の面でも困難である。そこで大阪府においては、全国表の投入係数を利用しながら、投入側から係数を決定していく方法をとる。

また、粗付加価値額は大阪府GDPから算出しているため、投入係数を算出する際には、粗付加価値部門の値を固定し、内生部門の推計を行う。

(1) 製造業の投入額

投入額は原則として、工業統計（以下センサスという）を用いて推計する。ただし、後述のように、センサスが使用できないときは全国表の投入係数から推計する。

センサスは出荷ベースの調査であることから、自工場内消費が多い場合には使用できない。したがって、センサス組替第3表のX（＝生産額）とCTとを比較して、その差が±10%以内の場合について、センサスを使用する。

センサス組替第3表は委託主側のデータであり、原材料（＝B）は委託した分まで含まれているが、電力、燃料については自工場分しかカウントされていない。したがって、電力、燃料が過小に評価される恐れがあるので、E（＝委託）がXの20%以内の場合にのみC（＝電力）、D（＝燃料）を使用する。

センサスのこれらの制約から、次の3つの場合に分けて投入係数を推計する。

(ア) センサスがBのみ使える場合

センサスで原材料の大枠を決め、細目を全国表の投入係数を用いて配分する。電力、燃料及びその他分は全国表の投入係数を用いて推計する。

(イ) センサスがC、Dまで使える場合

センサスで原材料の大枠を決め、細目を全国表の投入係数を用いて配分する。次にセンサスで電力、燃料の大枠を決めて、燃料の細目を全国表の投入係数を用いて配分する。その他分は直接全国表の投入係数を用いて推計する。

(ウ) センサスが使えない場合

投入係数はすべて、直接全国表の投入係数を用いて推計する。

以上より得られた投入係数は購入者価格の係数であり、全国表の商業マージン率、運賃マージン率を利用して、商業マージン、運賃マージンを皮剥ぎし、生産者価格投入係数とする。

(2) 製造業以外の投入額

その他の部門については、生産者価格評価のアクティビティはカバーする地域の大小、地域の相違等によって大幅に異なるものではないという仮定を利用して、全国表の投入係数を用いて推計し、投入額を求める。

4. 最終需要部門の推計

(1) 家計外消費支出

総額は、本来、粗付加価値部門の家計外消費支出の行和と同額である。ただし、大阪府産業連関表では、本社・営業所経費の推計により数値が異なっている。（付属資料第4章6の(8)参照）

内訳については、まず全国表の家計外消費支出のパターンを用いて、項目別に配分する。更に財貨・サービスのバランスに留意しながら調整作業を行い、修正を加えた。

(2) 家計消費支出

総額は、次により求めた。

内訳の推計方法は、家計外消費支出と同様である。

$$\text{全国表の家計消費支出額} \times \frac{\text{府民経済計算の家計最終消費支出額}}{\text{国民経済計算の家計最終消費支出額}}$$

(3) 対家計民間非営利団体消費支出

総額は、次により求めた。

内訳の推計方法は、家計外消費支出と同様である。

$$\text{全国表の対家計民間非営利団体消費支出額} \times \frac{\text{府民経済計算の対家計民間非営利団体消費支出額}}{\text{国民経済計算の対家計民間非営利団体消費支出額}}$$

(4) 一般政府消費支出

総額は、次により求めた。

内訳の推計方法は、家計外消費支出と同様である。

$$\text{全国表の一般政府消費支出額} \times \frac{\text{府民経済計算の政府最終消費支出額}}{\text{国民経済計算の政府最終消費支出額}}$$

(5) 一般政府消費支出（社会資本減耗分）

総額は、府民経済計算より求めた。

内訳の推計方法は、家計外消費支出と同様である。

(6) 府内総固定資本形成（公的、民間）

総額は、次により求めた。

内訳の推計方法は、家計外消費支出と同様である。

$$\text{全国表の国内総固定資本形成額} \times \frac{\text{府民経済計算の府内総固定資本形成額}}{\text{国民経済計算の国内総固定資本形成額}}$$

(7) 生産者製品在庫純増

農林水産業は、全国表の生産者製品在庫純増額を生産額の対全国比で按分した。製造業については、平成12年工業統計組替集計表の第1表の計数を利用した。

(8) 半製品・仕掛品在庫純増

農林水産業は、全国表の半製品・仕掛品在庫純増を生産額の対全国比で按分した。製造業は、工業統計組替集計表第2表の計数を利用した。

(9) 流通在庫純増

部門別に全国表の流通在庫純増を需要合計（在庫純増を除く）の対全国比で按分した。

(10) 原材料在庫純増

製造業は、工業統計組替集計表第2表の計数を利用した。

製造業以外は、部門別に全国表の原材料在庫純増を内生部門計の対全国比で按分した。

(11) 所在不明在庫純増

所在不明在庫純増とは、企業の保有する在庫のうち上の4つの在庫に分類されない在庫の物量的増減を年間平均の市中価格で評価したものである。この部門は、小額であり推計のための資料が得られ

ないため推計しないこととした。

(12)輸 出

製造業は、商品流通調査から算出した輸出率を生産額に乗じて推計した。その他の部門は、全国表の輸出率（輸出額 / 生産額）を利用して推計した。

(13)移 出

製造業は、商品流通調査から算出した移出率を生産額に乗じて推計した。その他の部門は、個別資料により推計した。

なお、他都道府県工場に対応する大阪本社の諸経費については、平成12年本社等の活動実態調査結果報告書により推計した額を、対応する各行部門へ基本分類ごとに配分した。

(14)輸 入

部門別に全国表の輸入率（輸入額 / 域内需要）を利用して推計した。

(15)関 税

部門別に全国表の関税率（関税額 / 輸入額）を利用して推計した。

(16)輸入品商品税

部門別に全国表の輸入品商品税率（輸入品商品税額 / 輸入額）を利用して推計した。

(17)移 入

製造業は、商品流通調査を参考に推計した。その他の部門は、個別資料により推計した。

なお、大阪工場に対する他都道府県本社の諸経費については、移出と同様の手法で作業を行った。

5 . バランス調整

個々に推計された結果を集めた一次表においては、必ずしも投入と産出とのバランスが成立していない。そこで、人的調整作業及び機械的バランス調整により投入と産出のバランスを調整した。

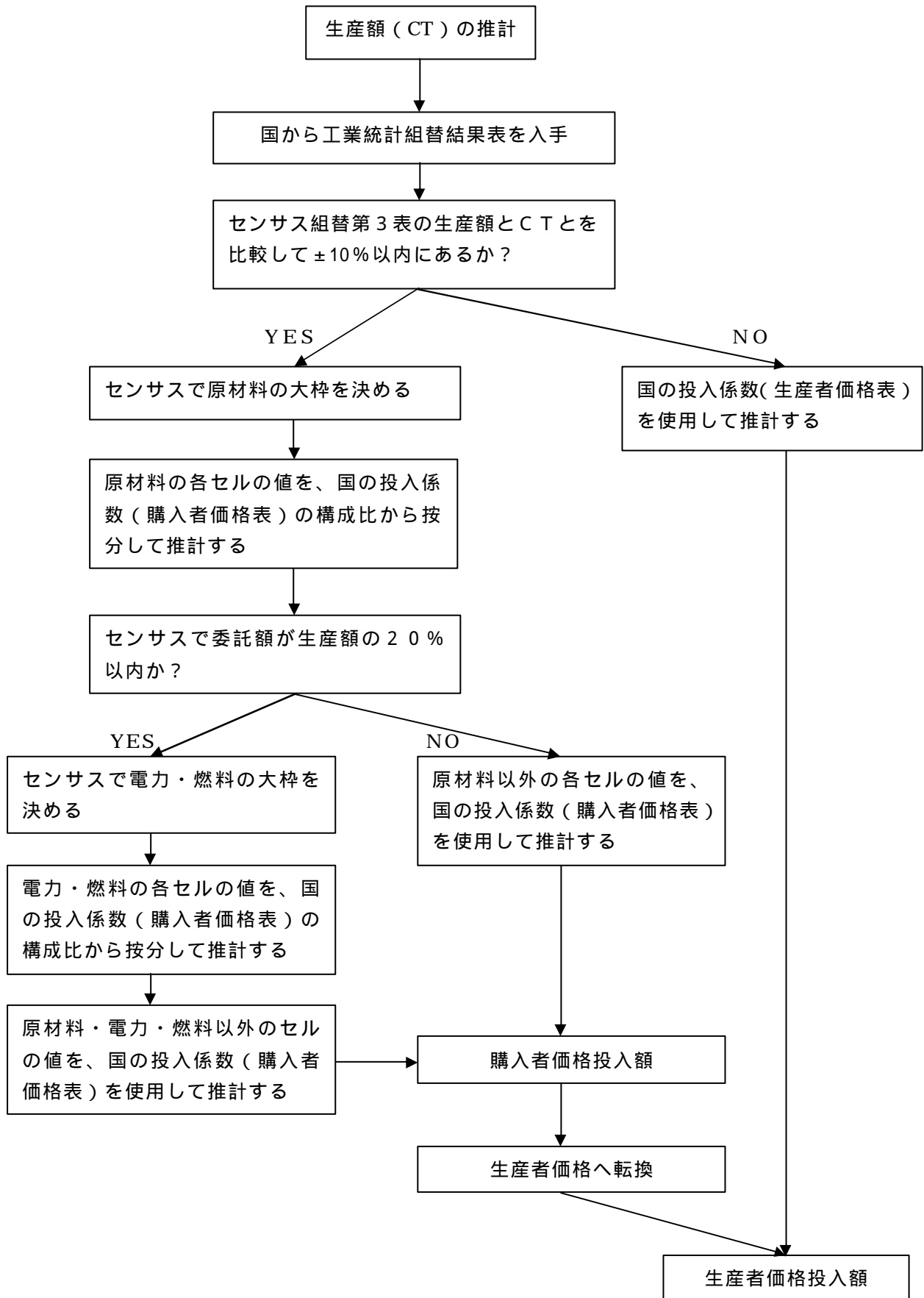
(1) 人的調整作業

投入側の府内生産額を基本とし、産出側の最終需要部門においてバランス調整を行う。投入と産出の誤差率が±5%以内になるよう調整を行った。

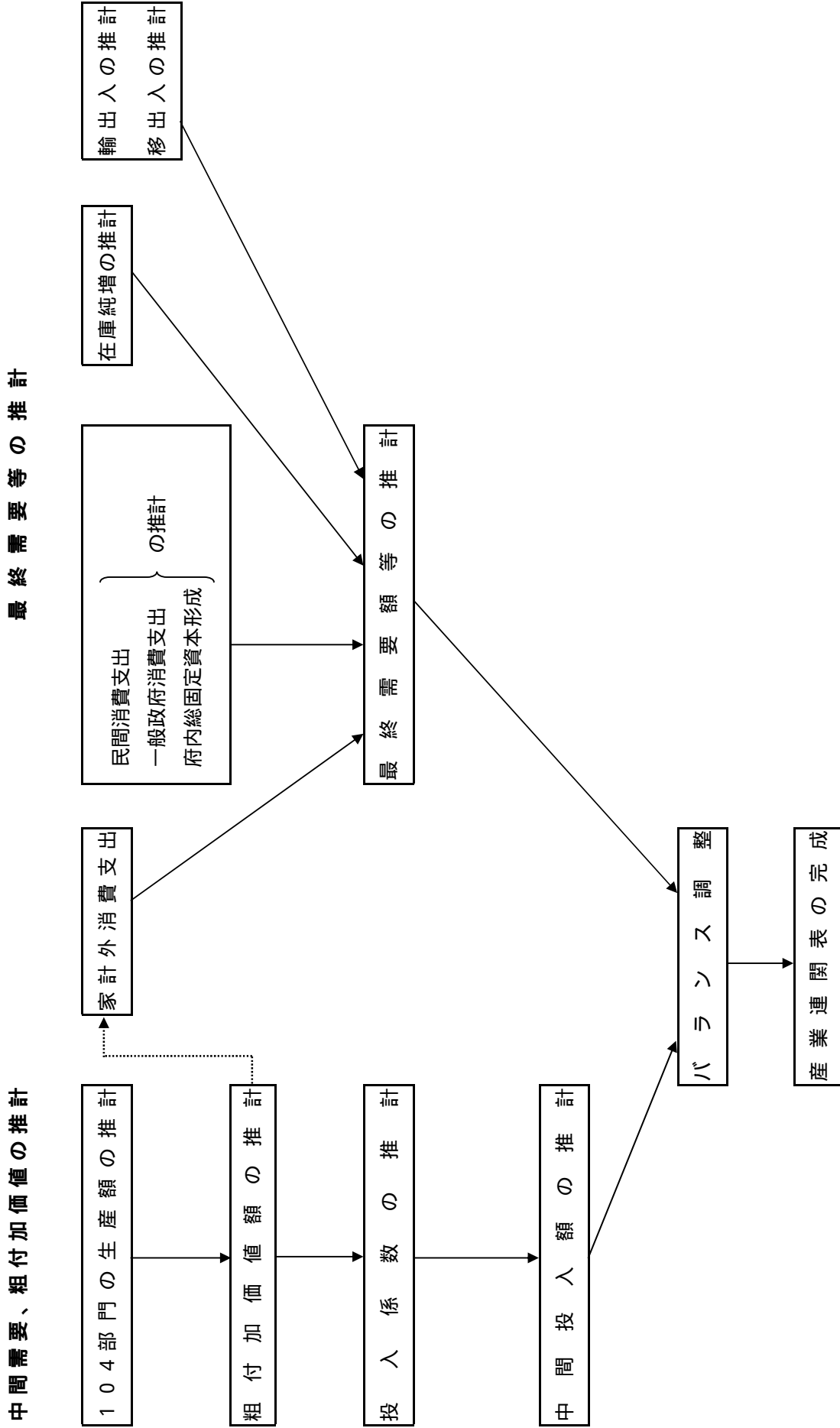
(2) 機械的バランス調整

人的調整作業後の移出・移入額とバランス調整後の移出・移入額との乖離率の和が最小値になるように、未定乗数法に基づいた「ラグランジェ法」を用いて機械的バランス調整を行った。

製造業の投入額推計チャート



平成12年大阪府産業連関表作成の流れ



第6章 部門分類及び部門対応表

1 基本分類 (行 517×列 405)		統合中分類 (104部門)		統合大分類 (32部門)		
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
0111-01		米	001	耕種農業	01	農林水産業
	0111-011	米				
	0111-012	稲				
0111-02		麦 (国産)				
	0111-021	小麦				
	0111-022	小麦 (輸入)				
	0111-023	大麦 (国産)				
	0111-024	大麦 (輸入)				
0112-01		いも				
	0112-011	かぼち				
	0112-012	いし				
0112-02		豆 (国産)				
	0112-021	大豆				
	0112-022	大豆 (輸入)				
	0112-029	その他豆				
	0113-001	野菜 (露地)				
0113-01		野菜 (施設)				
0113-02		野果				
0114-01		かき				
	0114-011	りんご				
	0114-012	りんご				
	0114-019	その他果				
0115-01		砂糖原料				
0115-02		飲料用				
	0115-021	コーヒー豆・カカオ豆 (輸入)				
	0115-029	その他の飲料用				
0115-09		その他の食用耕種				
	0115-091	雑糧				
	0115-092	油糧				
	0115-093	食用工芸作物 (除別掲)				
0116-01		飼料				
0116-02		種				
0116-03		花木				
0116-09		その他の非食用耕種				
	0116-091	葉たばこ				
	0116-092	生ゴム (輸入)				
	0116-093	綿花 (輸入)				
	0116-099	その他の非食用耕種 (除別掲)				
0121-01		酪生	002	畜産		
	0121-011	酪生				
	0121-019	その他の酪農生産				
0121-02		鶏卵				
0121-03		肉				
0121-04		豚				
0121-05		肉				
0121-09		その他の畜				
	0121-091	羊				
	0121-099	その他の畜				
0131-01		獣医	003	農業サービス		
0131-02		農業サービス (除獣医)				
0211-01		育	004	林業		
0212-01		素材				
	0212-011	素材 (国産)				
	0212-012	素材 (輸入)				
0213-01		特用林産物 (含狩猟)				
0311-01		海面漁業 (国産)	005	漁業		
0311-02		沿岸漁業				
0311-03		沖合漁業				
	0311-002	遠洋漁業				
0311-04		海面漁業 (輸入)				
	0311-041	海面養殖				

0312-01	0312-001	内水面漁業・養殖業				
0312-02		内水面養殖業				
0611-01		金属鉱物	006	金属鉱物	02	鉱業
	0611-011	鉄鉱石				
	0611-012	非金属鉱物				
0621-01		窯業原料	007	非金属鉱物		
	0621-011	石灰				
	0621-019	その他の窯業原料				
0622-01	0622-011	砂利・採石				
0622-02	0622-021	砕石				
0629-09	0629-099	その他の非金属鉱物				
0711-01	0711-011	石炭	008	石炭		
0721-01		原油・天然ガス	009	原油・天然ガス		
	0721-011	原油				
	0721-012	天然ガス				
1111-01		と畜(含肉鶏処理)	010	食料品	03	食料品
	1111-011	牛肉(枝肉)				
	1111-012	豚肉(枝肉)				
	1111-013	鶏肉				
	1111-014	その他の肉(枝肉)				
	1111-015	と畜副産物(含肉鶏処理副産物)				
1112-01	1112-011	肉加工品				
1112-02	1112-021	畜産びん・かん詰				
1112-03		酪農用牛				
	1112-031	乳製品				
	1112-032	冷凍魚介				
1113-01	1113-011	塩・干・くん製				
1113-02	1113-021	水産びん・かん詰				
1113-03	1113-031	ねり製				
1113-04	1113-041	その他の水産食品				
1113-09	1113-099	その他の水産食品				
1114-01		精穀				
	1114-011	米				
	1114-019	その他の精穀				
1114-02		製粉				
	1114-021	小麦粉				
	1114-029	その他の製粉				
1115-01	1115-011	めん類				
1115-02	1115-021	パン類				
1115-03	1115-031	菓子類				
1116-01	1116-011	農産びん・かん詰				
1116-02	1116-021	農産保存食料品(除びん・かん詰)				
1117-01		砂糖				
	1117-011	精製砂糖				
	1117-019	その他の砂糖・副産物				
1117-02	1117-021	でん粉				
1117-03	1117-031	ぶどう糖・水あめ・異性化糖				
1117-04		植物油				
	1117-041	植物油				
	1117-042	加工油				
	1117-043	植物油かす				
1117-05	1117-051	動物油				
1117-06	1117-061	調味料				
1119-01	1119-011	冷凍調理食品				
1119-02	1119-021	レトルト食				
1119-03	1119-031	そう菜・すし・弁当				
1119-04	1119-041	学校給食(国公立)				
1119-05	1119-051	学校給食(私立)				
1119-09	1119-099	その他の食料品				
1121-01	1121-011	清酒	011	飲料		
1121-02	1121-021	ビール				
1121-03	1121-031	イスキ				
1121-09	1121-099	その他の酒				
1129-01	1129-011	茶				
1129-02	1129-021	清涼飲				
1129-03	1129-031	製氷				

1131-01	1131-011	飼料	012	飼料・有機質肥料		
1131-02	1131-021	有機質肥料（除別掲）		（除別掲）		
1141-01	1141-011	たばこ	013	たばこ		
1511-01	1511-011	紡績糸	014	繊維工業製品	04	繊維製品
1512-01	1512-011	綿・スフ織物（含合繊短繊維織物）				
1512-02	1512-021	絹・人絹織物（含合繊長繊維織物）				
1512-03	1512-031	毛織物・麻織物・その他の織物				
1513-01	1513-011	ニット生地				
1514-01	1514-011	染色整理				
1519-01	1519-011	綱				
1519-02	1519-021	じゅうたん・床敷物				
1519-03	1519-031	繊維製衛生材料				
1519-09	1519-099	その他の繊維工業製品				
1521-01	1521-011	織物製衣服	015	衣服・その他の繊維既製品		
1521-02	1521-021	ニット製衣服				
1522-09	1522-099	その他の衣服・身の回り品				
1529-01	1529-011	寝具				
1529-09	1529-099	その他の繊維既製品				
1611-01	1611-011	製材	016	製材・木製品	05	パルプ・紙・木製品
1611-02	1611-021	合板				
1611-03	1611-031	木材チップ				
1619-09	1619-091	その他の木製品				
	1619-099	建設用木製品				
	1619-099	その他の木製品（除別掲）				
1711-01	1711-011	木製家具・装備品	017	家具・装備品		
1711-02	1711-021	木製建具				
1711-03	1711-031	金属製家具・装備品				
1811-01	1811-011	パルプ	018	パルプ・紙・板紙・加工紙		
	1811-012P	古紙				
1812-01	1812-011	洋紙				
1812-02	1812-021	和紙				
1813-01	1813-011	板紙				
1813-02	1813-021	段ボール				
	1813-021	塗工紙・建設用加工紙				
1821-01	1821-011	段ボール箱	019	紙加工品		
1821-09	1821-099	その他の紙製容器				
1829-01	1829-011	紙製衛生材料・用品				
1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品				
1911-01	1911-011	新聞	020	出版・印刷	16	その他の製造工業製品 (1/3)
1911-02	1911-021	印刷				
1911-03	1911-031	製版				
2011-01	2011-011	化学肥料	021	化学肥料	06	化学製品
2021-01	2021-011	ソーダ工業製品	022	無機化学基礎製品		
	2021-012	ソーダ灰				
	2021-013	液性ソーダ				
	2021-019	その他のソーダ工業製品				
2029-01	2029-011	無機顔料				
	2029-012	酸化チタン				
	2029-019	その他の無機顔料				
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス				
2029-03	2029-031	塩				
	2029-032	原塩				
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品				
2031-01	2031-011	石油化学基礎製品	023	有機化学基礎製品		
	2031-012	エチレン				
	2031-019	その他の石油化学基礎製品				
2031-02	2031-021	石油化学系芳香族製品				
	2031-022	純ベンゼン				
	2031-023	純トルエン				
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品				
2032-01	2032-011	脂肪族中間物	024	有機化学製品		
	2032-012	合成アルコール				
	2032-012	酢酸				

2032-02	2032-013	二塩化エチレン					
	2032-014	アクリロニトリル					
	2032-015	エチレングリコール					
	2032-016	酢酸ビニルモノマー					
	2032-019	その他の脂肪族中間物					
	2032-021	環式中間物					
	2032-022	スチレンモノマー					
	2032-022	合成石炭酸					
	2032-023	テレフタル酸(高純度)					
	2032-024	カプロラクタム					
	2032-029	その他の環式中間物					
	2033-01	2033-011				合成ゴム	
	2039-01	2039-011				メタン誘導品	
	2039-02	2039-021				油脂加工製	
2039-03	2039-031	可塑剤					
2039-04	2039-041	合成染料					
2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品					
2041-01	2041-011	熱硬化性樹脂	025	合成樹脂			
2041-02	2041-021	熱可塑性樹脂					
	2041-022	ポリエチレン(低密度)					
	2041-022	ポリエチレン(高密度)					
	2041-023	ポリスチレン					
	2041-024	ポリプロピレン					
	2041-025	塩化ビニル樹脂					
2041-03	2041-031	高性能樹脂					
2041-09	2041-099	その他の合成樹脂					
2051-01	2051-011	レーヨン・アセテート	026	化学繊維			
2051-02	2051-021	合成繊維					
2061-01	2061-011	医薬品	027	医薬品			
2071-01	2071-011	石けん・合成洗剤・界面活性剤	028	化学最終製品	(除医薬品)		
	2071-012	石けん・合成洗剤					
	2071-012	界面活性剤					
2071-02	2071-021	化粧品・歯磨					
2072-01	2072-011	塗料					
2072-02	2072-021	印刷インキ					
2073-01	2073-011	写真感光材料					
2074-01	2074-011	農薬					
2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤					
2079-09	2079-091	その他の化学最終製品					
	2079-091	触媒					
	2079-099	その他の化学最終製品(除別掲)					
2111-01	2111-011	石油製品	029	石油製品		07	石油・石炭製品
	2111-011	ガソリン					
	2111-012	ジェット燃料					
	2111-013	灯油					
	2111-014	軽油					
	2111-015	A重油					
	2111-016	B重油・C重油					
	2111-017	ナフ					
	2111-018	液化石油ガス					
	2111-019	その他の石油製品					
2121-01	2121-011	石炭製品	030	石炭製品			
	2121-019	コークス					
2121-02	2121-021	その他の石炭製品					
2211-01	2211-011	プラスチック製品	031	プラスチック製品	16	その他の製造工業製品 (2/3)	
	2211-011	プラスチックフィルム・シート					
	2211-012	プラスチック板・管・棒					
	2211-013	プラスチック発泡製品					
	2211-014	工業用プラスチック製品					
	2211-015	強化プラスチック製品					
	2211-016	プラスチック製容器					
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品					
	2211-019	その他のプラスチック製品					
2311-01	2311-011	タイヤ・チューブ	032	ゴム製品			
2319-01	2319-011	ゴム製履物					
2319-02	2319-021	プラスチック製履物					

2319-09	2319-099	その他のゴム製品				
2411-01	2411-011	革製履物	033	なめし革・毛皮・同製品		
2412-01	2412-011	革・毛皮				
2412-02	2412-021	かばん・袋物・その他の革製品				
2511-01	2511-011	板ガラス・安全ガラス	034	ガラス・ガラス製品	08	窯業・土石製品
2511-02	2511-012	板ガラス				
2512-01	2512-011	安全ガラス・複層ガラス				
2519-09	2519-091	ガラス繊維・同製品				
	2519-099	その他のガラス製品				
	2519-099	ガラス製加工素材 その他のガラス製品（除別掲）				
2521-01	2521-011	セメント	035	セメント・セメント製品		
2522-01	2522-011	生コンクリート				
2523-01	2523-011	セメント製品				
2531-01	2531-011	陶磁器	036	陶磁器		
	2531-012	建設用陶磁器				
	2531-013	工業用陶磁器				
	2531-013	日用陶磁器				
2599-01	2599-011	耐火物	037	その他の窯業・土石製品		
2599-02	2599-021	その他の建設用土石製品				
2599-03	2599-031	炭素・黒鉛製品				
2599-04	2599-041	炭素・黒鉛製品				
2599-09	2599-099	炭素・黒鉛製品 その他の窯業・土石製品				
2611-01	2611-011	鉄	038	鉄・粗鋼	09	鉄鋼
2611-02	2611-021	フェロアロイ				
2611-03	2611-031	粗鋼（転炉）				
2611-04	2611-041	粗鋼（電気炉）				
	2612-011P	鉄屑				
2621-01	2621-011	熱間圧延鋼材	039	鋼材		
	2621-012	普通鋼形鋼板				
	2621-013	普通鋼鋼板				
	2621-014	普通鋼小棒				
	2621-015	その他の普通鋼熱間圧延鋼材				
	2621-016	特殊鋼熱間圧延鋼材				
2622-01	2622-011	鋼管				
	2622-012	普通鋼鋼管				
	2622-012	特殊鋼鋼管				
2623-01	2623-011	冷間仕上鋼材				
	2623-012	普通鋼冷間仕上鋼材				
	2623-012	特殊鋼冷間仕上鋼材				
2623-02	2623-021	めっき鋼材				
2631-01	2631-011	鍛鋼	040	鍛造製品		
	2631-012	鍛鋼				
2631-02	2631-021	鍛鋼管				
2631-03	2631-031	鉄製品及び鍛工品（鉄製品）				
	2631-032	鍛工品（鉄製品）				
2649-01	2649-011	鉄鋼シャースリット業	041	その他の鉄鋼製品		
2649-09	2649-099	その他の鉄鋼製品				
2711-01	2711-011	銅	042	非鉄金属製錬・精製	10	非鉄金属
2711-02	2711-021	鉛・亜鉛（含再生）				
2711-03	2711-031	アルミニウム（含再生）				
2711-09	2711-099	その他の非鉄金属地金				
	2712-011P	非鉄金属屑				
2721-01	2721-011	電線・ケーブル	043	非鉄金属加工製品		
2721-02	2721-021	光ファイバケーブル				
2722-01	2722-011	伸銅製品				
2722-02	2722-021	アルミ圧延製品				
2722-03	2722-031	非鉄金属素形材料				
2722-04	2722-041	核燃料				
2722-09	2722-099	その他の非鉄金属製品				
2811-01	2811-011	建設用金属製品	044	建設・建築用金属製品	11	金属製品
2812-01	2812-011	建築用金属製品				
2891-01	2891-011	ガス・石油機器及び暖厨房機器	045	その他の金属製品		
2899-01	2899-011	ボルト・ナット・リベット及びスプリング				

2899-02	2899-021	金属製容器及び製缶板金製品				
2899-03		配管工事付属品				
	2899-031	粉末冶金製品・道具類				
	2899-032	配管工事付属品				
	2899-033	粉末や金製品				
2899-09		刃物及び道具類				
		その他の金属製品				
	2899-091	その他の金属製品				
	2899-092	金属プレス製品				
	2899-099	金属線製品				
		その他の金属製品(除別掲)				
3011-01	3011-011	ボタ	046	一般産業機械	12	一般機械
3011-02	3011-021	イ				
3011-03	3011-031	ピ				
3012-01	3012-011	ラン				
3013-01	3013-011	機				
3019-01	3019-011	械				
3019-02	3019-021	工				
3019-09	3019-099	具				
		その他の一般産業機械及び装置				
3021-01	3021-011	建設・鉱山機械	047	特殊産業機械		
3022-01	3022-011	化学機械				
3023-01	3023-011	産業用ロボット				
3024-01	3024-011	金属工作機械				
3024-02	3024-021	金属加工機械				
3029-01	3029-011	農業用機械				
3029-02	3029-021	繊維用機械				
3029-03	3029-031	織維機械				
3029-04	3029-041	食料品加工機械				
3029-09		半導体製造装置				
		その他の特殊産業用機械				
	3029-091	製材・木工・合板機械				
	3029-092	パルプ装置・製紙機械				
	3029-093	印刷・製本・紙工機械				
	3029-094	鑄造装置				
	3029-095	プラスチック加工機械				
	3029-099	その他の特殊産業用機械(除別掲)				
3031-01	3031-011	金型	048	その他の一般機器		
3031-02	3031-021	ベアリング				
3031-09	3031-099	その他の一般機械器具及び部品				
3111-01	3111-011	複写機	049	事務用・サービス用機器		
3111-09	3111-099	その他の事務用機械				
3112-01		サービス用機器				
	3112-011	自動販売機				
	3112-012	娯楽用機器				
	3112-019	その他のサービス用機器				
3211-01	3211-011	電気音響機器	050	民生用電子・電気機器	13	電気機械
3211-02	3211-021	ラジオ・テレビ受信機				
3211-03	3211-031	ビデオ機				
3212-01	3212-011	民生用エアコンディショナ				
3212-02	3212-021	民生用電気機器(除エアコン)				
3311-01	3311-011	パーソナルコンピュータ	051	電子計算機・同付属装置		
3311-02	3311-021	電子計算機本体(除パソコン)				
3311-03	3311-031	電子計算機付属装置				
3321-01	3321-011	有線電気通信機器	052	通信機械		
3321-02	3321-021	携帯電話機				
3321-03	3321-031	無線電気通信機器(除携帯電話機)				
3321-09	3321-099	その他の電気通信機器				
3331-01	3331-011	電子応用装置	053	電子応用装置・電気計測器		
3332-01	3332-011	電気計測器				
3341-01	3341-011	半導体素子	054	半導体素子・集積回路		
3341-02	3341-021	集積回路				
3359-01	3359-011	電子部品	055	電子部品		
3359-02	3359-021	液晶素子				
3359-03	3359-031	磁気テープ・磁気ディスク				
3359-09	3359-099	その他の電子部品				
3411-01		回転電気機械	056	重電機器		
	3411-011	発電機				
	3411-012	電動機				
3411-02	3411-021	開閉制御装置及び配電盤				

3411-03	3411-031	変圧器・変成器				
3411-09	3411-099	その他の産業用重電機器				
3421-01	3421-011	電気照明器具	057	その他の電気機器		
3421-02	3421-021	電池類				
3421-03	3421-031	電球				
3421-04	3421-041	配線器具				
3421-05	3421-051	内燃機関電装部品				
3421-09	3421-099	その他の電気機械器具				
3511-01	3511-011	乗用車	058	乗用車	14	輸送機械
3521-01	3521-011	トラック・バス・その他の自動車	059	その他の自動車		
3531-01	3531-011	二輪自動車				
3541-01	3541-011	自動車				
3541-02	3541-021	自動車用内燃機関・同部分品				
3541-03	3541-031	自動車部				
3611-01	3611-011	鋼の他の船舶	060	船舶・同修理		
3611-02	3611-021	船舶用内燃機				
3611-03	3611-031	船舶				
3611-10	3611-101	船舶修理				
3621-01	3621-011	鉄道車両	061	その他の輸送機械・同修理		
3621-10	3621-101	鉄道車両修理				
3622-01	3622-011	航空機修理				
3622-10	3622-101	航空機修理				
3629-01	3629-011	自転車				
3629-09	3629-091	その他の輸送機械				
	3629-099	産業用運搬車 その他の輸送機械(除別掲)				
3711-01	3711-011	カメラ	062	精密機械	15	精密機械
3711-09	3711-099	その他の光学機械				
3712-01	3712-011	時計				
3719-01	3719-011	理化学機械器具				
3719-02	3719-021	分析器・試験機・計量器・測定器				
3719-03	3719-031	医療用機械器具				
3911-01	3911-011	玩動用品	063	その他の製造工業製品	16	その他の製造工業製品 (3/3)
3911-02	3911-021	運動用品				
3919-01	3919-011	楽記録物				
3919-02	3919-021	情報記録用具				
3919-03	3919-031	筆記用具・文				
3919-04	3919-041	身辺細貨品				
3919-05	3919-051	置・わら加工品				
3919-06	3919-061	武器				
3919-09	3919-099	その他の製造工業製品				
3921-01	3921-011	再生資源回収・加工処理	064	再生資源回収・加工処理		
4111-01	4111-011	住宅建築(木造)	065	建築	17	建設
4111-02	4111-021	住宅建築(非木造)				
4112-01	4112-011	非住宅建築(木造)				
4112-02	4112-021	非住宅建築(非木造)				
4121-01	4121-011	建設補修	066	建設補修		
4131-01	4131-011	道路関係公共事業	067	公共事業		
4131-02	4131-021	河川・下水道・その他の公共事業				
4131-03	4131-031	農林関係公共事業				
4132-01	4132-011	鉄道軌道建設	068	その他の土木建設		
4132-02	4132-021	電力施設建設				
4132-03	4132-031	電気通信施設建設				
4132-09	4132-099	その他の土木建設				
5111-01	5111-001	事業用電力	069	電力	18	電力・ガス・熱供給
5111-02		事業用原子力発電				
5111-03		事業用火力発電				
5111-04	5111-041	水力・その他の事業用発電				
5121-01	5121-011	自家発電				
5121-01	5121-011	都市ガス	070	ガス・熱供給		
5122-01	5122-011	熱供給				
5211-01	5211-011	上水道・簡易水道	071	水道	19	水道・廃棄物処理
5211-02	5211-021	工業用水				
5211-03	5211-031	下水道				
5212-01	5212-011	廃棄物処理(公営)	072	廃棄物処理		
5212-02	5212-021	廃棄物処理(産業)				
6111-01	6111-011	卸売	073	商業	20	商業

6112-01	6112-011	小売					
6211-01	6211-011	金融 (帰属利子)	074	金融 ・ 保 険	21	金融 ・ 保 険	
	6211-012	民間金融 (帰属利子)					
	6211-013	金融 (手数料)					
	6211-014	民間金融 (手数料)					
6212-01	6212-011	生命保					
6212-02	6212-021	損害保					
6411-01	6411-011	不動産仲介 ・ 管理業	075	不動産仲介及び賃貸	22	不動産	
6411-02	6411-021	不動産賃貸業					
6421-01	6421-011	住宅賃貸料	076	住宅賃貸料			
6422-01	6422-011	住宅賃貸料 (帰属家賃)	077	住宅賃貸料 (帰属家賃)			
7111-01	7111-011	鉄道旅客輸送	078	鉄道輸送	23	運 輸	
7112-01	7112-011	鉄道貨物輸送					
7121-01	7121-011	バス	079	道路輸送			
7121-02	7121-021	ハイヤー ・ タクシー					
7122-01	7122-011	道路貨物輸送					
7131-01P	7131-011P	自家輸送 (旅客自動車)	080	自家輸送			
7132-01P	7132-011P	自家輸送 (貨物自動車)					
7141-01	7141-011	外洋輸送	081	水 運			
7142-01	7142-011	沿海 ・ 内水面輸送					
	7142-012	沿海 ・ 内水面旅客輸送					
	7142-013	沿海 ・ 内水面貨物輸送					
7143-01	7143-011	港湾運送					
7151-01	7151-011	航空輸送	082	航空輸送			
	7151-012	国際航空輸送					
	7151-013	国内航空旅客輸送					
	7151-014	国内航空貨物輸送					
	7151-015	航空機使用事業					
7161-01	7161-011	貨物運送取扱	083	貨物運送取扱			
7171-01	7171-011	倉庫	084	倉庫			
7181-01	7181-011	こん包	085	運輸付帯サービス			
7189-01	7189-011	道路輸送施設提供					
7189-02	7189-021	水運施設管理					
7189-03	7189-031	その他の水運付帯サービス					
7189-04	7189-041	航空施設管理 (国公営)					
7189-05	7189-051	航空施設管理 (産業)					
7189-06	7189-061	その他の航空付帯サービス					
7189-09	7189-099	旅行 ・ その他の運輸付帯サービス					
7311-01	7311-011	郵便	086	通 信	24	通 信 ・ 放 送	
7312-01	7312-011	固定電気通信					
7312-02	7312-021	移動電気通信					
7312-03	7312-031	その他の電気通信					
7319-09	7319-099	その他の通信サービス					
7321-01	7321-011	公共放送	087	放 送			
7321-02	7321-021	民間放送					
7321-03	7321-031	有線放送					
8111-01	8111-011	公務 (中央)	088	公 務	25	公 務	
8112-01	8112-011	公務 (地方)					
8211-01	8211-011	学校教育 (国公立)	089	教 育	26	教 育 ・ 研 究	
8211-02	8211-021	学校教育 (私立)					
8213-01	8213-011	社会教育 (国公立)					
8213-02	8213-021	社会教育 (非営利)					
8213-03	8213-031	その他の教育訓練機関 (国公立)					
8213-04	8213-041	その他の教育訓練機関 (産業)					
8221-01	8221-011	自然科学研究機関 (国公立)	090	研 究			
8221-02	8221-021	人文科学研究機関 (国公立)					
8221-03	8221-031	自然科学研究機関 (非営利)					
8221-04	8221-041	人文科学研究機関 (非営利)					
8221-05	8221-051	自然科学研究機関 (産業)					
8221-06	8221-061	人文科学研究機関 (産業)					
8222-01	8222-011	企業内研究開発					
8311-01	8311-011	医療 (国公立)	091	医 療 ・ 保 健	27	医 療 ・ 保 健 ・ 社 会 保 障 ・ 介 護	
8311-02	8311-021	医療 (公益法人等)					
8311-03	8311-031	医療 (医療法人等)					
8312-01	8312-011	保健衛生 (国公立)					
8312-02	8312-021	保健衛生 (産業)					

8313-01	8313-011	社会保険事業（国公立）	092	社 会 保 障		
8313-02	8313-021	社会保険事業（非営利）				
8313-03	8313-031	社会福祉（国公立）				
8313-04	8313-041	社会福祉（非営利）				
8314-01	8314-011	介 護 （ 居 宅 ）	093	介		
8314-02	8314-021	介 護 （ 施 設 ）		護		
8411-01	8411-011	対企業民間非営利団体	094	その他の公共サービス	28	その他の公共サービス
8411-02	8411-021	対家計民間非営利団体（除別掲）				
8511-01		広 告	095	広告・調査・情報サービス	29	対事業所サービス
	8511-011	テレビ・ラジオ広告				
	8511-012	新聞・雑誌・その他の広告				
8512-01		情 報 サ ー ビ ス				
	8512-011	ソフトウェア業				
	8512-012	情報処理・提供サービス				
8512-02	8512-021	ニュース供給・興信所				
8513-01		物品賃貸業（除貸自動車）	096	物品賃貸サービス		
	8513-011	産業用機械器具（除建設機械器具）賃貸業				
	8513-012	建設機械器具賃貸業				
	8513-013	電子計算機・同関連機器賃貸業				
	8513-014	事務用機械器具（除電算機等）賃貸業				
	8513-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業				
8514-01	8514-011	貸 自 動 車 業				
8515-10	8515-101	自 動 車 修 理	097	自動車・機械修理		
8516-10	8516-101	機 械 修 理				
8519-01	8519-011	建 物 サ ー ビ ス	098	その他の対事業所サービス		
8519-02	8519-021	法務・財務・会計サービス				
8519-03	8519-031	土 木 建 築 サ ー ビ ス				
8519-04	8519-041	労 働 者 派 遣 サ ー ビ ス				
8519-09	8519-099	そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス				
8611-01	8611-011	映 画 ・ ビ デ オ 制 作 ・ 配 給 業	099	娯 楽 サ ー ビ ス	30	対個人サービス
8611-02	8611-021	映 画 館				
8611-03	8611-031	劇 場 ・ 興 行 場				
8611-04	8611-041	遊 戯 場				
8611-05	8611-051	競輪・競馬等の競走場・競技団				
8611-06	8611-061	スポーツ施設提供業・公園・遊園地				
8611-07	8611-071	興 行 団				
8611-09	8611-099	そ の 他 の 娯 楽				
8612-01	8612-011	一 般 飲 食 店 （ 除 喫 茶 店 ）	100	飲 食 店		
8612-02	8612-021	喫 茶 店				
8612-03	8612-031	遊 興 飲 食 店				
8613-01	8613-011	旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	101	旅館・その他の宿泊所		
8619-01	8619-011	洗 濯 ・ 洗 張 ・ 染 物 業	102	その他の対個人サービス		
8619-02	8619-021	理 容 業				
8619-03	8619-031	美 容 業				
8619-04	8619-041	浴 場 業				
8619-05	8619-051	写 真 業				
8619-06	8619-061	冠 婚 葬 祭 業				
8619-07	8619-071	各 種 修 理 業 （ 除 別 掲 ）				
8619-08	8619-081	個 人 教 授 所				
8619-09	8619-099	そ の 他 の 対 個 人 サ ー ビ ス				
8900-00P	8900-000P	事 務 用 品	103	事 務 用 品	31	事 務 用 品
9000-00	9000-000	分 類 不 明	104	分 類 不 明	32	分 類 不 明
9099-00	9099-000	内 生 部 門 計	105	内 生 部 門 計	33	内 生 部 門 計

（注）1 基本分類の部門名欄の 印は、生産活動主体を次のように示す。

- ・・・政府サービス生産者
- ・・・対家計民間非営利サービス生産者
- 無印・・・産業

2 Pは仮設部門を示す。

最終需要部門						
1 基本分類 (行 517×列 405)			統合中分類 (104部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
9110-00		家計外消費支出(列)	107	家計外消費支出(列)	35	家計外消費支出(列)
9121-00		家計消費支出	108	民間消費支出	36	民間消費支出
9122-00		対家計民間非営利団体消費支出				
9131-10		中央政府集合の消費支出	109	一般政府消費支出	37	一般政府消費支出
9131-20		地方政府集合の消費支出				
9131-30		中央政府個別の消費支出				
9131-40		地方政府個別の消費支出				
9132-10		中央政府集合の消費支出 (社会資本等減耗分)				
9132-20		地方政府集合の消費支出 (社会資本等減耗分)				
9132-30		中央政府個別の消費支出 (社会資本等減耗分)				
9132-40		地方政府個別の消費支出 (社会資本等減耗分)				
9141-00		府内総固定資本形成(公的)	110	府内総固定資本形成 (公的)	38	府内総固定資本形成 (公的)
9142-00		府内総固定資本形成(民間)	111	府内総固定資本形成 (民間)	39	府内総固定資本形成 (民間)
9150-10		生産者製品在庫純増	112	在庫純増	40	在庫純増
9150-20		半製品・仕掛品在庫純増				
9150-30		流通在庫純増				
9150-40		原材料在庫純増				
9200-00		府内最終需要計	113	府内最終需要計	41	府内最終需要計
9210-00		府内需要合計	114	府内需要合計	42	府内需要合計
9211-10		輸出(普通貿易)	115	輸出	43	輸出
9211-20		輸出(特殊貿易)				
9212-00		輸出(直接購入)				
9213-00		調整項	116	調整項	44	調整項
9220-00		移出	117	移出	45	移出
9300-00		最終需要計	118	最終需要計	46	最終需要計
9350-00		需要合計	119	需要合計	47	需要合計
9411-10		(控除)輸入(普通貿易)	120	(控除)輸入	48	(控除)輸入
9411-20		(控除)輸入(特殊貿易)				
9412-00		(控除)輸入(直接購入)				
9413-00		(控除)関税	121	(控除)関税	49	(控除)関税
9414-00		(控除)輸入品商品税	122	(控除)輸入品商品税	50	(控除)輸入品商品税
9420-00		(控除)輸入計	123	(控除)輸入計	51	(控除)輸入計
9440-00		(控除)移入	124	(控除)移入	52	(控除)移入
9500-00		最終需要部門計	125	最終需要部門計	53	最終需要部門計
9700-00		府内生産額	128	府内生産額	55	府内生産額

粗付加価値部門						
1 基本分類 (行 517×列 405)			統合中分類 (104部門)		統合大分類 (32部門)	
分類コード		部門名	コード	部門名	コード	部門名
列コード	行コード					
	9110-010	宿泊・日当	107	家計外消費支出(行)	35	家計外消費支出(行)
	9110-020	交際費				
	9110-030	福利厚生費				
	9311-000	賃金・俸給	108	雇用者所得	36	雇用者所得
	9312-000	社会保険料(雇用主負担)				
	9313-000	その他の給与及び手当				
	9401-000	営業余剰	109	営業余剰	37	営業余剰
	9402-000	資本減耗引当	110	資本減耗引当	38	資本減耗引当
	9403-000	資本減耗引当 (社会資本等減耗分)				
	9404-000	間接税(除関税・輸入品商品税)	111	間接税 (除関税・輸入品商品税)	39	間接税 (除関税・輸入品商品税)
	9405-000	(控除)經常補助金	112	(控除)經常補助金	40	(控除)經常補助金
	9500-000	粗付加価値部門計	125	粗付加価値部門計	53	粗付加価値部門計
	9700-000	府内生産額	128	府内生産額	55	府内生産額

(参 考) 13部門と32部門の部門分類対応

13部門表	対応関係	32部門表
1 農 林 水 産 業		01 農 林 水 産 業
2 鉱 業		02 鉱 業
3 製 造 業		03 食 料 品
		04 織 維 製 品
		05 パ ル プ ・ 紙 ・ 木 製 品
		06 化 学 製 品
		07 石 油 ・ 石 炭 製 品
		08 窯 業 ・ 土 石 製 品
		09 鉄 鋼
		10 非 鉄 金 属
		11 金 属 製 品
		12 一 般 機 械
13 電 気 機 械		
14 輸 送 機 械		
15 精 密 機 械		
16 そ の 他 の 製 造 工 業 製 品		
4 建 設	17 建 設	
5 電 力 ・ ガ ス ・ 水 道	18 電 力 ・ ガ ス ・ 熱 供 給	
	19 水 道 ・ 廃 棄 物 処 理	
6 商 業	20 商 業	
7 金 融 ・ 保 険	21 金 融 ・ 保 険	
8 不 動 産	22 不 動 産	
9 運 輸	23 運 輸	
10 通 信 ・ 放 送	24 通 信 ・ 放 送	
11 公 務	25 公 務	
12 サ ー ビ ス	26 教 育 ・ 研 究	
	27 医 療 ・ 保 健 ・ 社 会 保 障 ・ 介 護	
	28 そ の 他 の 公 共 サ ー ビ ス	
	29 対 事 業 所 サ ー ビ ス	
	30 対 個 人 サ ー ビ ス	
13 分 類 不 明	31 事 務 用 品	
	32 分 類 不 明	